

第1回岩手県分権推進会議議事録

(日時:平成19年7月31日(火)午後1時30分～4時30分、場所:エスポワールいわて)

○ 次第

1 開会

2 議事

(1) 本県における分権推進の取組み状況等について

(2) 市町村と県の役割分担のあり方について

(3) 自由討論(フリートーキング)

(4) その他

① 今後のスケジュール

② その他

3 閉会

○ 出席者

(岩手県分権推進会議委員)(五十音順、敬称略)

相原正明委員、稲葉暉委員、小笠原裕委員、小野仁志委員、川村光朗委員、北村喜宣委員、
熊坂義裕委員、鈴木宏延委員、高橋聡委員、多田欣一委員、平木協夫委員、役重真喜子委員

(県委員)

知事 達増拓也座長

企画理事兼県南広域振興局長 酒井俊巳委員

総合政策室長 勝部修委員

地域振興部長 藤尾善一委員

総務部長 川窪俊広委員

1 開 会

○和山主幹 それでは、ただいまから第1回岩手県分権推進会議を開会いたします。

しばらくの間、当会議の事務局を担当しております地域振興部の和山が進行役を務めさせていただきます。

開会に当たり、知事からごあいさつを申し上げます。

○達増知事 委員の皆様には、お忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。このたび当会議の設置に当たり、委員へのご就任をお願いいたしましたところ、快くお引き受けくださいましたことに改めて感謝を申し上げます。

これまで地方分権改革については、平成7年の地方分権推進法の制定以来、平成12年の地方分権一括法施行や平成15年からの三位一体改革などにより進められてきていますが、十分な成果を実感できる段階には至っていない状況であります。

岩手県では、市町村、県がそれぞれ分権型社会への対応を図ってきたところですが、市町村においては合併旧法下における市町村合併により、59市町村が35市町村に再編され、中核市を目指す盛岡市や県南地域には人口10万人規模の三つの新市など、12の市と町が誕生したところで

一方、県におきましても、市町村への権限移譲などにより、市町村の行財政基盤の強化などに取り組むとともに、平成18年度には広域行政のあり方を見直して広域振興圏を設定し、広域振興局体制の移行を開始したところで

分権型社会におきましては、住民に最も身近な市町村において、住民に身近な行政サービスを総合的に提供できる行政システムを確立していくことが重要であります。

当会議は、これまでの地方分権の取組みを踏まえつつ、市町村、県及び国を通じた分権型社会にふさわしい行政システムの確立を目指して設置したものであり、役割分担のあり方やその実現方策をはじめ、岩手県において着実に分権を進めていくための議論を幅広く行って参りたいと考えております。

また、国においても、新分権一括法案の3年後の国会提出に向けた検討、審議が始まっており、私自身もこの議論の方向をしっかりと見定めていきたいと考えております。

地方分権改革の最終目標は、地域の自主性と自立性を高めることにより、個性豊かで活力ある地域社会を実現するところにあります。このためには、住民、市町村、県がともに住民本位による

地域主権を確立していくという考え方に立って分権を進めていくことが必要であります。

この会議を通じて、委員の皆様はもとより、住民の皆様や市町村、県の職員にも分権の推進について高い関心を持ち、一緒に考えていただけるような取組みにつなげていくためにも、この会議で活発な議論が行われることを期待しております。ぜひとも委員の皆様から積極的なご意見を賜りますようよろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

○和山主幹 それでは次に、着席順に委員の皆様をご紹介します。

相原正明委員です。

稲葉暉委員です。

小笠原裕委員です。

小野仁志委員です。

川村光朗委員です。

北村喜宣委員です。

酒井俊巳委員です。

勝部修委員です。

藤尾善一委員です。

川窪俊広委員です。

熊坂義裕委員です。

鈴木宏延委員です。

高橋聡委員です。

多田欣一委員です。

平木協夫委員です。

役重真喜子委員です。

なお、本日都合により、小原豊明委員、佐々木りほ子委員、谷村邦久委員は欠席となっておりますが、佐々木委員から意見が提出されておりますのでお手元に配付しております。

また、あわせて熊坂委員から提出いただいた「分権推進について検討すべき論点～宮古市の考え方～」、それから北村委員から提出されました「意見陳述要旨」の二つと、岩手県における「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」に示された構想対象市町村の組合せの資料を追加でお配りさせていただいております。

なお、本日の会議の内容につきましては、後日委員の皆様にご確認いただいた上で、県のホームページで公開いたしますので、ご了承願います。

2 議 事

- (1)本県における分権推進の取組み状況等について
- (2)市町村と県の役割分担のあり方について
- (3)自由討論(フリートーキング)
- (4)その他 ①今後のスケジュール
②その他

○和山主幹 それでは、岩手県分権推進会議設置要綱第4により、知事が座長を務めることとなっておりますので、ここからは座長に議事の進行をお願いいたします。

○達増座長 それでは、ただいまから議事に入ります。

初めに、岩手県分権推進会議設置要綱第4の3により、副座長の指名をいたします。副座長は、岩手県地域振興部長の藤尾善一委員をお願いをいたします。

次に、議題1と議題2は、相互に関連するテーマですので、一括して資料の説明をしていただき、その後フリートーキングに移りたいと思います。フリートーキングにおきましては、委員お一人5分程度、順番にご発言をいただいいていこうと思っております。

では、まず最初に資料に基づきまして藤尾委員から説明を願います。岩手県における分権推進の取組み状況等について県の各委員からの説明ということでお願いします。

○藤尾委員 それでは、資料1に基づきましてご説明いたしたいと存じます。本県における分権推進の取組みについてということで、目標がございまして、市町村優先の行政システムを確立するというでございまして、このことによりまして、住民生活に直結する行政サービスの大部分が総合的に担われている社会を形成するというで、そのためには市町村の行財政基盤を強化する必要があると、そういう考え方に立ちまして三つの施策で取り組んできているところでございまして、一つは市町村合併、一つは権限移譲、そして広域振興圏を設定した上での広域振興局体制への移行ということでございまして。

市町村合併につきましては、ご承知のとおり、現在35市町村まで合併したところでございまして、その市町村に対しましてはまちづくり支援を県として合併支援プラン、あるいは支援交付金、そしてまたソフト面の政策支援といったようなことで、まちづくり支援士によるサポートセンターで支援をしてきているところでございまして。なお、「自主的な市町村合併の推進に関する構想」を昨年4月に策定いたしまして、現在8つのあるべき合併の姿といったようなものを示しまして、そして各地域において議論を深めてきていただいているところでございまして。この8つの構想につきましては、別葉で後からお配りいたしておりますところのカラー刷りの資料がございまして。こういう資料でございまして、①から⑧まで、こういう構想対象市町村の組合せをお示しているところでございまして。現在ある35市町村がこのとおり合併に至るといふことになれば、最終的には14ということになるわけでございます。

続きまして、権限移譲でございますが、中ほどの欄に積極的な権限移譲を推進してきたということで記載しておりますけれども、これにつきましては恐れ入りますが、資料1の4ページをお開きいただきたいと存じます。4ページでございます。一番上に経緯が書いてございますけれども、平成12年4月の地方分権一括法の施行を受けまして、基礎自治体である市町村におきまして身近な行政サービスが行えるように事務処理の特例に関する条例を制定し、権限移譲を進めてきている

というところがございます。これが平成12年度で、事務処理特例制度というのは、いわゆる県の責務、仕事が国の法令等に明記されている場合に、省庁等の意向を確認せずに条例に市町村との協議によって書き込むことによって移譲をするという、そういう制度でございます。14年度以降につきましては、これは予算事業を中心に一括事務移譲方式という本県独特の制度を設けてきたところございまして、これまで大船渡市、旧大東町、岩泉町、田野畑村等実績がございます。本格的には17年度に移譲指針を策定をいたしまして、その後人的な相互交流制度の運用拡大なども通じ、18年度にはいわゆる人的な支援制度をポイント式一括移譲制度などを創設して拡充してきたところがございます。ポイント式一括移譲制度というのは、事務量、難易度に応じて人を派遣するというものでございます。

次に、移譲指針のところに記載してありますように、そのスタンスは6つございまして、市町村の実情に応じる、それから意向に応じる、それから移譲に伴う事務処理経費は措置をする、人的支援も実施すると、それから移譲事務の円滑な移行に向けましてはマニュアル、事前研修等でのフォローもいたします。それから、移譲後もアフターケアを実施するといったようなことで、右の箱に移りますけれども、19年度で移譲対象項目とっておりますが、移譲可能な項目の種類と言った方が正確でございまして、1,033でございます。

これまでの実績につきましては、下のところに書いてございますが、累計で19年度1,161種類の項目、先ほどの1,033よりも多くなっておりますが、従前からあるもので指針にのっていない項目もございまして、そういったようなものもカウントされております。延べ7,142事務ということでございまして、例えば1項目について三つの市町村が移譲を受けるということになりますと、それは3事務というふうにカウントいたします。これまで7,142ということでございます。

それで、事務処理交付金の交付実績は、そこに書いてあるとおりでございまして、19年度県民はどう見ているのかということについては、右下の箱にございますように知る、知らないでございまして、残念ながら知らないという方が7割、知っているというのが3割ということでございまして、その権限移譲につきましては、もっと進めた方がいい、あるいは現在の取組みでいいということで、大体7割近くが支持しているというふうに回答をいたしております。

それから、課題としては、役割分担が明確に共有されていないといったようなことで、市町村によって取組みにばらつきが生じているといったようなこととか、あるいはまた議論が県と市町村、行政の間だけで行われていって、受け手の視点が足りないのではないかと、あるいはまた規模、体制に応じた権限移譲を進めるべきではないかと、あるいはまた定数削減、県も市町村も取り組んでいるときになかなかこれ以上移譲を進めていくというのは難しいのではないかとといったような、そういった課題が提起されておるところでございます。

5ページにつきましては、市町村ごとの移譲の実績を記したものでございます。先ほど申し上げましたように3,499事務のうち7,142ということになってございまして、特に宮古市さん、遠野市さん、一関市さん、奥州市さんは、それぞれ500を超えるような事務移譲に取り組んでいただいております。

なお、左側の米印というのは、合併市町村ということです。傾向としては合併市町村におきましては、合併したからこそ、これまでできなかったことができるんだというような、そういう意気込みで積極的に取り組んできているのではないかとというふうに解釈しておるところでございます。

恐れ入りますが、また1ページにお戻りいただきたいと存じます。三つある箱の中の一番右側のところは、広域振興圏設定・広域振興局体制への移行についてです。ここの視点のところをご覧いただきたいのですが、県、市町村の新しい役割分担によりまして、いわゆる質の高い行政サービスを提供しようではないか、あるいはまた産業振興等に広域的な視点に立って積極的に取り組むことによって地域経済の強化を図るといったような、そういうことで、ここには書いてございせんが、これまで9つの広域生活圏というものがあったのですが、これを4つに衣がえしたのが平成18年度でございまして、産業構造の連続性、類似性などに着目しつつ設定いたしましたものでございまして、この中でも特に先行いたしましたのは、先ほどの合併の構想図のカラーの図にございまして、黄色の部分と下の黄緑の部分は県南地域なんです、この地域におきましては市町村

合併の進展状況、あるいは産業の発展状況等を考慮いたしまして、ここだけが平成18年4月1日、先行して広域振興局体制に移行したということでございます。そういう中で、さらに広域局を通じて市町村の行財政基盤の強化に向けた支援、あるいはまた産業振興による地域経済の強化、こういったものに取り組んでいくこととしております。これ以外の地域については段階的に移行する予定になってございます。

私の方からは以上でございます。資料2以下の広域振興圏関係の説明と国の分権改革の取組みにつきまして、酒井委員と勝部委員から説明をいたします。

○酒井委員 それでは、私の方から資料4ということで、県南広域振興局の取組みについてというものがございます。そちらをごらんをいただきたいと思っております。1枚物で表と裏というところでございます。

今広域振興局の設置につきましては、藤尾委員からお話ございました。平成18年4月に、それまで9つの広域生活圏というものを設定してございましたが、それを18年4月から4つの広域振興圏の設置に改めたわけでございます。それと軌を一にいたしまして、広域振興局を、将来的にはそれぞれの4つの広域振興圏に広域振興局をつくるという方向でございますが、先行する形で県南地域で県南広域振興局等を設置をしたわけでございます。今後のモデル的なものとして設置をしたということでございます。それまで県南地域を6つの地方振興局、県全体では12でございましたけれども、県南6つでございます。6つを1つの広域振興局にくくり直したというものでございます。

広域振興圏設定の意義というところでお配りしました資料(1)、ア、イでございますけれども、一つは市町村中心の行政システムの確立をしていくということ、それからもう一つが産業振興による地域経済の強化を図ると、こういったことがございまして、まさにこの二つを実現をするということが広域振興局の二大ミッションと理解をしているところでございます。

そこで、2の組織運営の考え方というところをごらんいただきたいと思っておりますけれども、18年4月に広域振興局を設置し、それを初代の局長として担わせていただいているわけでございますが、組織運営に当たりましては広域振興局ならではの特性を生かした一体的かつ効率的な広域行政を実践しようという心がけたわけございまして、強みといいますのは、広域区域が6つが1つになったということもございまして、多様で豊かな地域資源、これは人的、物的等資源あるわけでございますが、こうしたものを今一体的に、あるいは効率的に使った行政ができるという強み。それから、もう1つが6つあった組織が1つになったわけでございますので、一人のトップマネジメントの中で組織、マンパワーの充実を図ることができるという、そうしたことが強みだと理解いたしております。そういう観点で18年度、そして今年度19年度広域振興局を運営させていただいているところでございます。

(4)のところには各産業分野別の戦略等を策定をいたしました。それから、この戦略を官民一体となって進めるための広域的なネットワーク等の形成というところを特に力を入れてまいりました。このネットワークというのは、各産業の振興分野における官民の協働というものを具体的に実践をする、できる、そういったネットワークというふうな位置づけのもとに、意図的にこういったネットワークづくりを進めてきたところでございまして、こういったネットワークを通じまして政策事業のPDCAサイクルを官民協働で回すような、そういったやり方をしていきたいと考えているところでございます。

裏を見ていただきたいと思っております。今申し上げましたネットワークと、(2)の方の市町村中心の行政システムにつきましては、先ほど藤尾委員の方から市町村への権限移譲について説明がございましたので、そのところは飛ばさせていただきますが、19年4月から県から市町村に権限移譲した数は約3,400ほどでございますけれども、うち半分が県南広域振興局管内の市町村で移譲されたという中身になってございます。

(3)のところでネットワークのお話をしたいと思っておりますけれども、そのウのところには広域的なネットワーク等の形成というふうにご覧いただきまして、今後の予定も含めまして全部で8つほど掲げてございますけれども、こういった物づくりの分野、あるいは観光の分野、食産業の分野、あ

るいは福祉施設の関係でございますけれども、こうしたネットワークづくりというものを意図的に進めてまいりました。これが今後の官民協働による公共の役割を果たすという上で重要な意義を持つものではないかと考えているところでございます。

とりあえず以上、私の方から申し上げたいと存じます。

○勝部委員 それでは、続きまして私の方から、主に国における地方分権改革についての関係団体を含めましての動向、その他の情報についてご説明申し上げます。

これまでの地方分権改革につきましては、さかのぼってみますと平成7年の地方分権推進法、それから地方分権一括法までのいわゆる第1次分権改革というものがございまして、これ以前にも平成5年に衆参両院での決議でありますとか、平成6年の地方六団体の意見書提出等があるわけでございますが、これらの第1次分権改革におきまして機関委任事務の廃止、あるいは地方事務官制度の廃止などが行われたわけでございます。主として権限の面での改革が行われたとすることができると思います。そして、国と地方の関係は、対等、協力の関係ということになり、行政面におきましては一定の成果があったわけでございます。しかしながら、補助金改革であるとか、税財源の移譲にまでは至っておらず、不十分な改革に終わったという認識でございます。

そこで、残された課題といたしまして、地方分権委員会の最終報告でも触れておるところでございますが、地方税財源の充実・確保、すなわち税財源の改革の必要性が強く言われるようになってきたわけでございます。

三位一体の改革という項目でございますが、今申し述べました税財源の見直しにつきましては、その後平成15年から17年にかけての三位一体改革においてさまざまな取組みが行われたところでございますが、3兆円規模の基幹税による税源移譲、これも実現したところでございます。しかしながら、国庫補助負担金の改革では、単なる負担率の引き下げに終わるなど、実質的には地方の自由度であるとか、あるいは地方の裁量性の拡大ということにつながるところまでは至らなかったとすることができ、依然として国の関与がさまざまな形で残る結果となったところでございます。地方六団体といたしましても、小異を捨てて大同につくという方針のもとで、補助金削減案を提出したところでございますが、この地方案に対する実現度はわずか12%にしかならず、その結果、地方交付税は平成16年度から18年度までの3か年で5兆円を超える大幅な削減ということになったわけでございます。このように三位一体改革は、国の財政再建が優先され、結果として自治体間の財政力格差は拡大したとすることができると思います。

続きまして、裏面をごらんいただきたいと思っております。このような状況の中で、さらなる地方分権に向けて第2期地方分権改革がスタートしたところでございますが、昨年7月の骨太方針、これを受けまして地方分権改革推進法が3年間の時限立法として本年4月に施行されたところでございまして、同時に地方分権改革推進委員会、これが発足したところでございます。この地方分権改革推進委員会には、前岩手県知事の増田氏が委員長代理を務めているということをご承知のところでございます。それから、この分権委員会を中心に、その後5月には地方分権の基本的考え方を公表したところでございまして、本年秋には中間報告を公表する予定で、来年、平成20年の勧告に向けて取組みが行われているところでございます。さらに、政府においては、その後その勧告を受けて、翌21年に新地方分権一括法の提出を予定しているところでございます。

地方六団体といたしましても、分権型社会のビジョンの提言において、地方税の充実強化について意見書を提出するなど、さらには地方分権改革推進委員会の発足に当たって、税源移譲を含めた地方税財源の充実強化を提言してきたところでございます。

また、全国知事会としても、今年の秋に予定されている分権改革推進委員会の中間報告に反映することをねらいといたしまして、税財源のあり方をはじめ、国の地方支分部局の廃止などについて、第2期の地方分権改革への提言としてまとめるなど、積極的な取組みをみせているところでございます。

今後も地方六団体、あるいは地方分権改革推進委員会、経済財政諮問会議などと連携を強め

て、県としても地方分権を推進していくこととしているところでございます。

以上、簡単でございますが、これまでの地方分権改革の経緯について説明させていただきました。

○達増座長 ここで質問の時間をとりたいと思います。それで、議事(1)、(2)は、それぞれ報告ですので、ここでは報告に対する事実関係の確認等、質問だけいただきまして、ご意見については議事(3)のフリートーキング、自由討論の中でご意見をいただきたいと思っております。その前提、あるいは今説明を聞いて疑問に思ったことなど、質問があれば今いただきたいと思っておりますけれども、ご質問ございませんでしょうか。

では、なければ引き続き……はい、どうぞ、平木委員。

○平木委員 県そのものが担当している事務事業の項目数といいますか、これは大きくどれくらいと言ったらいいのですか。

○藤尾委員 大体 5,000から6,000ぐらいということでございまして、正確には数えたものはないんですけども、法令とか、あるいは条例とか、そういったようなものを中心にカウントしていけばそうなります。現在、事務事業の見直しをやってございまして、そういった作業を通じて正確な数字が出てくると思います。大体5,000から6,000というふうにご承知いただきたいと存じます。

○達増座長 ほかにご質問ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○達増座長 では、議事2の市町村と県の役割分担のあり方についての説明をしてもらいまして、またそれに対する質問をいただいた後、(3)自由討論、フリートーキングで(1)、(2)の両方、あるいはどちらかへの自由なご意見をいただきたいと思っております。

なお、フリートーキング、委員お一人5分ずつとさっき申し上げました。順番は五十音順ということで、相原委員からお願いをしていきたいと思っておりますので、心の準備をお願いしつつ、(2)市町村と県の役割分担のあり方について説明をお願いします。

○藤尾委員 それでは、資料6をごらんいただきたいと存じます。市町村と県の役割分担のあり方について(案)ということでございます。

まず、基本的な考え方の中の分担の原則ということでございますが、先ほどの説明にございましたように、地方自治法が平成12年に改正されまして、その中で市町村、県、国の基本的な役割分担が明記されたところでございます。このことによりまして、一人ひとりの身の回りの諸問題は、個人や家族が解決することを前提としつつ、行政は住民に近い市町村、基礎的自治体が第一義的に担い、県は市町村では解決できない広域的な課題などを処理し、国の役割は外交や防衛など国でなければできないものに限定するという市町村優先の原則、補完性の原理・近接性の原理がより明確になったところでございます。

具体的には、お聞きいただきまして2ページでございます。2ページの下のところには箱があります。ここに地方自治法の役割分担ということで、例えば市町村の役割として地域における事務や、その他法令により処理することとされる事務のうち県が処理することとされているものを除き処理する。それから、ただし市町村の規模や能力に応じて一般の市町村が処理することが適当でない事務についても処理できると。それから、県の役割については、地域における事務やその他法令により処理することとされる事務のうち、広域にわたるもの、あるいは市町村の連絡調整事務、規模、性質において一般の市町村が処理することが適当でない事務と。それから、国の役割としては、先ほど申し上げましたように、外交、防衛、通貨等々、それから全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動、それから地方自治に関する基本的な準則に関する事務等々、そういう

規定のされ方がしてございます。

恐れ入ります、1ページに戻ります。そういうことで明記されたわけですが、③でございまして、こういった規定というものは、ただ権限移譲を進めるに当たっての基準としては具体的でないといったようなことで、先ほど説明いたしましたように市町村によって取組みに大きな差が生じておりますし、また④として本県におきましては②で示したような基本原則を踏まえながら、市町村優先の行政システムを構築していくということが共通の課題になってございます。

今ある地方自治法あるいは現在の地方分権の取組み等を踏まえまして、市町村の役割を整理するならば、(2)でございまして、県が担うこととされている以外の地方の事務を市町村は一般的に広く処理することとされていると。今後、住民ニーズを的確に把握できる市町村におきましては、教育、福祉、まちづくりなど、住民に身近な行政サービスをきめ細かく総合的に提供していくということが期待されるのではないかとということで、次のページに移ります。そのためには、市町村優先の原則にのっとりまして、県が補完してきた事務権限にも踏み込んで、できるだけ幅広く担っていくことが求められるのではないかと。そしてまた、いろいろ規模、能力に応じまして共同による広域処理、事務委託等々、あるいはNPO等々の協働なども検討していく必要があるのではないかと。

それから、県の役割でございまして、①として、先ほど申し上げたとおりの事務を担うこととされておるわけですが、市町村合併等の状況を踏まえまして、県としては18年度から広域振興圏を設定し、広域局体制への移行を開始したことはご案内のとおりでございまして、県はさらに市町村、NPO等との協働関係のもとで、広域的、専門的、高度に政策的な行政サービスなどを担っていくべきではないかと。それから、これは前述の(2)の③にも対応することなのですが、補完事務につきましても、市町村の実情に配慮しながら対応していく必要があるのではないかと。それから、④として、第2期分権改革でも課題の一つとなってございまして、二重行政の解消に伴うところの国の出先機関の事務権限、こういったようなものも求めていく必要があるのではないかと。もちろんここには表現はしておりませんが、必要な事務権限の内容を十分に精査した上で県の行うべきものについてということ、条件として入ってくるべきものと考えております。

続きまして、3ページに移ります。市町村と県の望ましい姿ということでございまして、ここで言っている望ましい姿は、先ほど申し上げたような役割分担が明確になった後に制度的な観点でまとめればこういうことになるのではないかとということでございまして、一つ目の菱形でございまして、住民に身近な行政サービスを総合的に提供できる行政システムが確立されている必要があると。それから、総合的な行政主体として高い自立性と十分な権限、財政基盤を有していること。それから、さまざまな主体との協働、連携、そういったようなことで真に豊かな地域社会が形成されているといったようなことが望ましい姿として描かれると。それから、県としては、本来の役割を徹底し、広域事務等々に適切に対応するとともに、補完事務ですね、これも規模能力に応じて実施されている必要があるのではないかと。

しかるに、この現状はどうかということでございまして、6点ほど書いてございまして、時間の関係もありますので、かいつまんで申し上げますと、総合行政の主体として全市町村が十分な規模能力、権限を有するまでに至っていない。それから、②として人口規模の小さい町村では、特に行政体制の維持、健全な財政運営が困難になってきておって、住民生活や中長期的な行政課題などに関する施策の選択の余地が狭まってきているのではないかと。それから、連携、協働等、必ずしも十分なレベルに達していないのではないかと。あるいは県や国には、なお、本来市町村に行くべきものだけでも留保されている、というものがあるのではないかと。あるいは二重、三重行政が解消されていないのではないかと。あるいはまた地方に対する関与といったようなものが依然として残っているのではないかとということでございまして。

対応方向としては、①として、市町村合併をはじめとする行財政基盤の充実強化が何よりもまず必要だと。それから、一部事務組合などの共同による処理等、いわゆる市町村相互の適切な連帯のシステム、こういったものも構築する必要があるのではないかとということでございまして。次のページに移ります。③でございまして、国から地方、県から市町村へのさらなる権限移譲を進め

まして、事務の再配分を行うと。そして、効率的な行政システムを確立して、限られた経営資源をより有効に活用していく必要があるのではないかと。それから、同じく効率性の確保の観点に立ちまして、二重行政等の解消、防止、あるいはまた市町村、県、国との間で政策が総合的に調整されるようなシステムづくりも必要だと。それから、⑤につきましては、地方への関与といったようなものを必要最小限のものとするように求めるとともに、合理的でない関与があれば速やかに是正する必要があるということで、先ほど申し上げたような望ましい姿の実現に向けて、今申し上げたような対応によってさらなる権限移譲を進めていく必要があるのではないかとということでございます。

3番目として、事務権限の移譲で、これまで取り組んできた結果の課題、ちょっと一部重複いたしますが、3点あるということでございまして、一つは意義や効果が住民と共有されていないと。それから、住民の視点というのが十分反映されていないのではないかと。それから、市町村の取組みや移譲事務に差異があって、行政サービスに格差が生じつつあるという、こういう課題を踏まえながら、次のようなプロセスで移譲を進めていったらどうかということでございます。四つあります。一つは、役割分担を具体的かつ体系的に明確にしていく。それから、相互理解と合意のもとで進めたい。それから、やはり主人公である住民の視点に立ち、住民本位の移譲を進めたいと。それから、4番目としては、当然のことながら移譲に伴う財源措置、それから人的支援、こういったようなものは万全を期するというところでございます。

具体的に(3)に、5ページでございすけれども、移譲する事務権限の仕分け等について6項目ほど記載してございます。現行制度で移譲可能なものについては、原則としてすべて市町村への移譲対象事務として仕分ける。それから、仕分けした後この会議におきまして規模別のモデルとなる計画をつくりまして、その後その計画をもとにして、協議のもとで移譲の具体化のためのプログラムをつくりたいと。それから、このプログラム策定に当たっては、各市町村の意向を踏まえつつ、できるだけ行財政基盤の強化に資するよう四つの以下の菱形のような効果が期待されるものを優先して検討していきたいと。一つは、市町村が担うことによって住民の利便性がより向上するようなもの、それから市町村の区域内で完結できる事務権限、それから実情を把握している市町村で実施する方が効果的、効率的なもの、それからほとんどの市町村が既に移譲を受けているようなものということでございます。それから、四つ目には、個々ばらばらというよりは、できるだけパッケージ化するというのも考えたいと。それから、⑤として、移譲したけれども、実施が困難になったといったような場合は返上するといったような道も考えたいと。それから、国に返上することが適当なものだとか、あるいは現行制度上の制約によって、市町村で求めるけれども、実施ができないといったようなものについては、改正を要望していきます。

それから、移譲の方法でございすますが、地方自治法に基づく条例に明記することによる事務処理の特例によって進めるということの基本といたします。次のページですが、その他同じく自治法に基づく事務委託、あるいはまた私法上の事務委託とか、個別の法令に基づく、そういったものも活用してまいります。

それから、二重行政の解消等についても検討を行っていきます。

それから、国の関与の是正につきましても、分権委員会でも、先ほどの説明にございましたように検討しておりますが、その関与の実態、是正のあり方についても検討をしていきたいと。

それから、人材の育成、確保ということで、これは非常に重要な中長期的な取組みを要する課題でございます。これにつきましては、県における人的支援もいろいろ限界がある場合がございます。今後、関係団体、市町村、県のOBなども活用しながら、専門職員の確保、育成方法を検討していきたいと、そのように考えてございます。

恐れ入ります、資料7ですね、1枚おめくりいただきまして、あらかじめ僭越ではございますが、主要な論点ということで5点ほど整理いたしておりますが、認識を共有し、意欲を共有するといえますか、そういう観点に立ってまとめれば、1番目としては効率的な行政システムを構築することが緊急的な課題となっているという認識。それから、市町村の行財政基盤を強化する必要という認識。それから、3番目といたしましては、住民視点に立ったそういう移譲を進めていくといったようなこと。それから、4番目としては、国と地方、県と市町村の間における二重行政、過剰関与等々につ

いて、国に強く是正を求めるとともに、また県と市町村の協議の場を設け、早急に縮小、排除の方向で見直しを進めるべきではないかという認識。それから、5番目については、市町村といわゆる望ましい行政システムが構築された後において、これまで以上の連携、協力といったようなことが求められますので、どうあるべきかといったようなこと、こういったようなことを中心にご意見を賜ればと、そのように存じます。

この役割分担のあり方についてご審議いただいた結果、大筋でご理解いただけますならば、この会議のもとに設置する検討部会ということで具体的にいろいろやっていくわけですが、別葉の参考資料の参考2というのがございます。参考2、岩手県分権推進会議組織体制というものがございますけれども、この中で7つの分野に分かれまして、構成メンバーはそこに記載してあるとおりでございますが、こういうメンバーのもとで大体8月から2月にかけて検討するのは、先ほどの資料の7ページですね、先ほどの厚い資料の7ページに検討部会ごとに作成予定というものがございます。この中で、5項目ほどございますけれども、これを検討していただくということを考えてございます。

こういったことで、さらに行政分野ごとに役割分担の考え方を整理しながら、県から市町村に移譲することが適当な事務の整理をいたしたいと、そのように考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○達増座長 それでは、ご意見をいただく前に、まず質問、事実関係や、また今の説明を聞いて疑問に思ったことなどあれば質問いただきたいと思いますのですが、ございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

○達増座長 それでは、議事の(3)自由討論、フリートーカーに移りたいと思います。今の(1)、(2)、説明ありましたことについてのご意見、また委員の皆様が日ごろ考えている分権推進全般についてのご意見など、おおむねお一人5分程度で自由にご発言をお願いいたしたいと思えます。

それでは、相原委員からお願いいたします。

○相原委員 奥州市長の相原正明でございます。それでは、どうもアイウエオ順ということで、大変僭越ながらトップバッターでございますが、細目に入る前にというか、日ごろの大まかな感想的な話になるかもしれませんが、まず最近「天地人」という小説を読んでいるんです。これは、再来年のNHKの大河ドラマとして取り上げられることが決まったわけなんです、火坂雅志さんという人が書いて、これは上杉謙信と景勝と、そしてその参謀役、家老であった直江兼続が主人公なんです、その中で何気なく読んでおいたら、当時石田三成が秀吉の全国制覇を助けておったのですけれども、この小説によると石田三成の国家構想は、言うなればすべての権力を関白秀吉に集中させるということで、中央集権だと書いてあるのです。ところが一方、豊臣家の中でも弟ですよ、大納言秀長とか、千利休側は、いや、地方分権でいいのだと、日本は鎌倉幕府以来そういう分権型で来ていると、こういうようなとらえ方で、これは小説のことですが、これを読みながらふと思ったんですけれども、そもそも地方分権というのは、一つは日本の国家にとってどういう意味があるのかということをやっぱり考える必要があるのかなと思うわけです。その場合、国の外に対して、欧米とか中国、東南アジアに対してどのような競争力を持つ強い、いい国家になるかという観点の一つあると思うのです。それから、もう一つは、日本の国の中で分権論議でも言われているような一種の制度疲労があって、なかなか地域地域に行くと独創性が失われてみんな元気をなくしていると、これでは困るのではないかという、この二つの部分があると思うのです。

こう考えていくと、それでは江戸時代と明治時代はどっちがよかったのか。江戸時代もとにかく自前で藩財政を確保しなきゃいけないということで、特産品開発が進みましたし、それから独特の郷土芸能というのは育っていったんですね。それを明治政府が欧米先進国に追いつき、追い越すために、そういう違いを無視して、中央集権的に進めて近代国家を急速につくり上げたということに

なるわけですが、そこまで考えると、やっぱり中央集権型をとるか、地方分権型をとるかはそう簡単な問題ではなくて、一定のバランスを持ってやっていかなくちゃいけないのかなというふうに思います。ですから、ここのレポートを最後までめるときも、その部分、根本的にそもそも地方分権というのはどういう意義があるのかというのを単純に県とか市町村の立場からだけじゃなくて、やっぱり論じる必要があるのかなというふうに思うんですね。また、そういうことを思いながら、本当の意味での日本の国家のためにもなる地方分権を推進していけばいいのかなと思います。

そこまで考えていったときに、一村一品という言葉ありますけれども、一村一色のような、市町村単位で同じようなことをやらないで、同じ分野でも違った特色を出しながら進めていくと。それがアジサイの花のように、花の色は1枚1枚違うけれども、全体としていい花になっていると、こういうふうな形がいいのかなと思います。

それから、もう一つは、もう一つの大きな部分としては、県と市町村というのがきょうのご説明でも大きなテーマになっているわけですが、大体これまでの論議から来ましても、基本的なシステムというのは国家と、そして基礎自治体であると思いますから、やっぱり国と市町村というのが基本的な仕組みであろうと。都道府県制度というのは、やっぱりその間に立って、国家といきなり市町村を結んだのではうまくいかないという事情に基づいて中間的に存在しているものだと思うんですね。ですから、この辺は時代の変遷とともに動いていくと思うし、ここまで市町村合併が進みますと、やっぱり道州制問題ということは避けて通れないのではないかと、少なくとも論議としてそれを意識しないと、本当の市の役割、そして県の役割、国の役割というところがちょっとぼやけるのかなという思いがあります。

そして、最後に、これは本当に部分的に思いついただけの話ですけれども、今後いろいろ権限移譲とか何かを進める中で、私も県職員の出身なので、話をしているいろいろひっかかるころはたくさんあるんですけども、一つは県の組織って非常に強力で、優秀な人材がたくさんいるわけですけれども、これから県、市町村というバランスを考えていったときに、県職員を独自に県職員として採用するのではなくて、市町村が採用した職員を県に派遣して、県という機構の中で、いわば市町村の連合組織的な感覚で仕事をしていただくことも徐々に必要なのかなと思います。

それから、もう一つには、やっぱり県は、私も県にもいたし、市町村にもいますが、シンクタンク機能がすごく大きいと思います。同じ分野でも市町村職員が一人で10も持っているようなところ、県の場合はその10の一つひとつに対して2人も3人も職員が張りついて、非常に深く専門的に把握している。国に行けばさらにもっとそれがそうなんですけども、いずれそういう機能を自覚して、強化をしていただきたいなと。

関連するかどうかわかりませんが、いろんな諸調査というのは国からも来るし、県からも来ますけれども、調査を求めて、頼んでいるはずなんだけども、期限までに出さないのはけしからんということで、そういう形で調査を集計して、集計した結果は特段のご披露がないと。こういうのはそもそも、私自身もそういうふうにはやってきましたけども、やっぱりうまくないので、共有財産として、調査する市の職員も人件費がかかっているわけなので、やっぱり調査物というのは県が行う場合であっても、それは全市町村の共有財産として、調査の結果だけではなく必要なものをちゃんと公開をして共有するようになっていく必要があると思います。

ちょっととりとめもありませんが、まず以上でございます。

○達増座長 ありがとうございます。

それでは、稲葉委員、お願いします。

○稲葉委員 私からは、県から市町村へ権限を移譲してくださるというのは、一生懸命やってもらっているというようなことなんですけども、その方法として、こういうやり方もあると思いますけども、もっと本来補完性の原理に基づいて密接であるべきだといいますか、もっと関係性を強めておくべきだったのに、ちょっと距離があって、それが今急に権限移譲だということでもさまざま県の方で検討すると、5,000の中からですか、幾らやるとぼんと来ているというような感じてならないんです。それ

で、手法としてもっともっと、例えば振興局単位でも関係性を強めておいて、現場に即して権限移譲を進めるのも一つの方法かなというふうに思っています。きのう税務のネットワークの会合があって、地区税協、国税も入って、県税も入って、市町村の税務担当者も入って、さまざまいい議論になりました。税源移譲の中で地方税がどんとふえたけれども、我々それ徴収する能力あるのかなという話になっているわけですよ、徴収率の問題から。国税に比べてプロの度合いがちょっと弱いんじゃないかという話もありました。それをまずは我々は考えないままで、知事さんを先頭に立てて権限移譲、権限移譲と、税源移譲ということでまず一定のものが来ていることはうれしいんですけども、考えてみたらその辺の能力がちょっと弱いんじゃないかという話になって、その中で税務のネットワークをもっと組んでいこうと。今、滞納整理では県が中心になっておいて、市町村を加えてということで汗かき始めていますけど、きのうの話し合いは国税も含めて話しました。今言ったような観点からいってですね。そういうもっと関係を強める中で、権限移譲、その中で本当にあなたがやった方がいい、私がやりたいとか、そういうふうに進めていくのも一つの方法かなというふうに感じました。

それから、例えばもっと具体的な話で除雪の話があるんですけど、住民から見ればの話ですけども、うちの前を別系統の除雪車が除雪しないで走っていく。県道は県の除雪車が走って、近くの市町村道は別の業者がやる。一筆書きに一緒にやればいいのというようなことだけど、系統が違うというようなことですよ。これは、国も含めた話になるかもしれませんけども。そういう協業と申しますか、共同という、そういう形での話を進める、実施をするという余地はかなりあるんだけど、そっちは意外と進んでいない中で、そっちは抜きにしてぼんとういう権限移譲の話が進んでくるとい、事務的にちょっとその違和感を感じるといいますか、ですからもっと現場に対応して進めるのも一つの方法かなと。こういうふうに組織立ってやることもいいとは思いますが、現場に対応した形でもっと本来のテーマに即して、場合によっては国も入れて、さまざまもっと具体的に検討する中で権限移譲を考えていくというのもいい方法じゃないかというふうに感じています。

それから、今市町村も、さっき事業仕分けの話が出ましたけれども、本来的にやるべきかどうかということで迷っている面がありますので、その整理がつかない中で県の方からこれやらないか、これやらないかと来ると大変だという面もあります。先般、これは国の制度改革だったと思いますが、30万人ぐらいの国家公務員の中で、20万人が出先機関にいて、その出先機関が本当に必要なかどうかというようなことで市町村長にアンケートが来ました。その中にも例えば法務局の話があったんですけども、法務局のやっている地籍、戸籍等、これがこのままでいいのか、国がやった方がいいのか、都道府県がやった方がいいのか、それとも市町村ができるのかという選択肢がありまして、近接性の原理で考えるというようなことだろうと思いますけれども、私はそれに対して4番目の選択肢で、これは民間でやった方がいいんじゃないかと、地籍、戸籍を。こういうことを言う首長少ないと思うけども、でも話を聞いたらアメリカでは戸籍制度はない。実は、ある住民に戸籍は何で必要ですかと聞かれたときはある。アメリカ人と結婚している日本人、純粋の日本人だけでも、アメリカ生まれですからアメリカの国籍とった純粋の日本人ですけども、その人を筆頭者にして、日本人と結婚して役所に届け出したら、戸籍はつくれませんと言われたということなんですね。先がないから、家系図ですからね。そうしたら、その人はそれだったら要りませんと言って帰って、事実上の結婚はしているという話なんですけども、アメリカではですからそういうのを弁護士さんが代行しているんですね。よく考えてみたら、戸籍もいつ使うかという、相続のときと血族結婚を防ぐためぐらいだろうというような感じですので、私もですから第4の回答ということでそうやったんですけど、そのように今物すごく自由に物を考える時期に来ているといいますか、そういう中で次から次と、それは官でやるべきだという中で県から市町村にという形でできていますがそれよりも、民間でやってもいいんじゃないかというのはたくさんあるんじゃないかと思います。その辺の検討もどうされているか。今の話は極端な話なんですけども、でも原理的に考えればそういうことも考えられるのかなというような感じなんです。

あと、地方の支部分局の話では、さっき統計の話も出ましたけども、統計事務所とか食糧事務所ですね、食糧事務所では昔は米の数量把握というのは、食糧確保で大事なことであったのですけれども、今は米余りで減反調整も民間でやれという時代に食糧の管理というのはほとんど意味をなさないという中で組織が残っている。そういうのは、食糧のあり方については、国の出先としてやらなくてもいいんじゃないか、民間でできるんだったら民間でも考えてほしいと私も回答したわけですが。同じようなことは、県で今持っておられる業務にもたくさんあるんじゃないか、その辺の検討が

ちょっとわからないといえますか、市町村でもまじめに民間への移譲を考えていることもございます。

今の分権推進に関してのある角度からの私の考えというようなことでございました。以上でございます。

○達増座長 ありがとうございます。

それでは、小笠原委員、お願いいたします。

○小笠原委員 岩手日報社の小笠原といいます。きょうは、とば口の議論ですので、何をしゃべったらいいかなと思ながらさっきから考えていたんですが、私は今年の1月まで実は一関に勤務しておりまして、一関の市町村の合併を見てまいりました。それで、たまたま2週間ほど前にちょっと一関の方で住民座談会というのを企画いたしまして、東磐井並びに一関の方から10人ぐらいお集まりいただいて、いろんな声を聞く機会がございました。

その中で、やっぱり住民の方が今感じていらっしゃるということというのは、合併して図体がでかくなっただけですけど、一関の場合は西は秋田、東はずっと気仙沼までという非常に広大な地域を抱えておりまして、その中で一関市民と言われてもまだびんとこないんだよなという話も随分ございました。また、逆に一関市民ということで全国の人に一発でわかってもらえる。昔ならば、例えば千厩町であるとか、室根村であるとか言っても、一体どこにあるのかわからないのが一発でわかってもらえるようになったというふうな意見もございましたけども、押しなべて意見を聞いてみますと、やはり合併当初は非常に何となくうちの地域は行政から目を向けてもらえないんじゃないかというふうな気持ちが随分あったようであります。現実には千厩は振興局もなくなっているわけで、そういう意味でまちは非常に寂しいというふうな意見もございました。ございましたけれども、いろいろ論議を深めていくうちに、やはり住民の方の意見から感じたのは、こうなったらもう地域のことは自分たちで考えていかないと、行政にばかり頼ってはられないんだというふうな意欲も非常に感じてきました。いろんな取組みをなさっているところもあるし、いろんなことを考えている方もいらっしゃいました。ですから、行政の役目としましては、そういう地域の自立する心というんでしょうか、そういうものをいかに育てバックアップしていけるかというところを非常に大切にしてもらいたいわけです。ですから、そのためにいろんな規則なり規制なり権限なりというものをどう生かしていくか。今回は県と市町村がテーマでありますけども、市町村と地域というふうなことも一つの大きなテーマになり得るのではないかと。その地域づくりには住民ばかりじゃない、もちろんNPOの力とかそういうものも活用しながら、本当に自分たちの望む地域というものをどうつくっていくかという、アドバイスなりバックアップなりを期待したいというふうに思うわけです。

と同時に、県の役割としましては、権限移譲を進めることによって、そういう市町村の取組みをさらにバックアップする。あるいは先ほど相原市長がおっしゃいましたシンクタンク機能をもっと充実させて、いろんなアドバイスなり、そういうものをできるようなシステムができないものだろうかというふうに感じています。最近の報道を見ますと、国の方でもようやく全国一律の地域というのではなく、地域の実態に合った地域づくりはどうあるべきかというふうな議論もようやくなされ始めてきたようであります。これは、やはりそういう地方の自立がなければ、いろんな今限界集落の問題でありますとか、そういう問題に対処できていかないという事情もあるわけありますから、そういう中での地方分権というのはどういうふうにあるべきなのかということを少し考えてみる必要があると思います。

まず、地方分権の目的の最大の目標というのは、やはり地域住民の利便性というものをどう図っていくかということでありまして、行政の効率化も大切でありますけども、第1の視点は地域住民の利便性をどう図り、地域の自立をどう動かしていくか、そのためにはどういう権限を移譲し、どういう権限が市町村に必要なのかというところをきちっと整理していく必要があると思います。

とりとめのない話で恐縮ですが、こんなところで終わらせていただきます。

○達増座長 ありがとうございます。

では、小野委員、お願いいたします。

○小野委員 今お話あった一関市の方で障害者福祉のサービス、子供から大人までに対して複合的にNPO法人で取り組ませていただいております。平成15年から市民活動のサポートもあわせて行うことで、障害者福祉と市民活動サポートという両輪で今は事業展開をさせていただいております。何せ弱小法人なものですから、自転車操業で運営をするわけですね。だから、ちょっとしたサービス単価の上がり下がりが、かなり自分たちの事業には大きく影響してきます。そういう意味では、福祉行政におきましては、特に自立支援法が始まって地域生活支援事業という市町村に権限が移譲されているサービスがあるわけですけど、それが各市町村においてかなり単価に格差があって、ある地域では1日利用されると4,000円とか、一関市では1,700円とかというような形でサービス自体に格差が生じているのが実際ありますので、ぜひそういう福祉にかかわる最低水準というか、そういう部分は県の補完的な部分で、ある程度は調整なり方向性をお示ししていただいで、できるだけそういう同じサービスをやっているのに市町村で体感が違うということがないように。それとあわせて、サービス自体がないところ、あるところと出てくると思うので、そういう部分も何とか県の力でやっていただきたいなと思っております。市町村の予算の枠ということでも線引きされてしまうので、どこかでそういうコーディネートなりアドバイスをしていただける部分が今後とも必要ではないかと思っております。

もう一つ、NPOの方ですけれども、一関は認証事務がほかの市町村より一足早く、一昨年前に事務移管しております。それまでは市町村の方では、余りNPOについては自分たちに関係ないというような形で、ほとんど協働も、今も余りないのですけれども、そういう協働事例とかはなかった状態です。1年経過して、昨年1法人一関市で初めて認証されて、今年また新しい法人が認証される等々のことが進んでくることで、自分たちの認証を進めるための何かしらの連携をやはりつけていかなきゃいけないというような、事務移管されたことで新たに地域のサービスを広げていくことがあらわれてきているので、そういう事務移管に関しては積極的に進めていただきたいなと思います。

基本的にはどういうところにいくのかということですけども、最終的には恐らく各市町村のフルセットサービスというか、各市町村ですべてのサービスを担っていくということが一番理想的だと思います。ただ、やはり合併市町村はまだいいとしても、合併しない市町村等々のところがあるので、そういう意味では地域格差という点で、県の事業としては市町村補完事務という部分は、やはりこれからも残っていくだろうし、先ほど言った水準の確保という本庁等がこれまでやってきた部分の本来事業が残ると思います。

あともう一つは、やはり先ほど出ていましたけれども、道州制とか他県との合併とかという、そういう部分に絞ったあたりの広域行政のあたりの統一の部分が残るのではないかと思います。なので、県の事業というか、行政としては広域的な行政と純化された本来事業、あとは市町村補完事務ということになるだろうと思います。ただ、市町村補完事務等を考えると、広域振興局が県南に1か所、恐らく各市町村にフルセットで権限が移譲されていくことを考えれば、県北に1か所くらいあれば、あとは中央で1か所で、補完的な部分は十分間に合うような感じは自分なりにしていますので、県の行政は市町村からかなり撤退するような形が理想的なのではないかと思っております。そのためには、先ほど来出ていますけれども、税源移譲ということがやはり最終的に解決されなければいけないところだと思います。税源移譲、国の部分、広域的な道州制なり県の合併等にかかわる予算、あとは県独自で持つ予算、市町村の予算、それに最終的に住民が直接行政サービスを担える予算もできれば確保していただきたいなと思っております。

あと、もう一つ、税源移譲とあわせて、この資料の中には出てこないのですけれども、空間的な移譲というののもやはり必要ではないかと思っております。各振興局等が縮小する中、建物が残っていきますし、そのほかにも市町村の中かなり県の建物が多く残るわけですので、そういう部分をより有効に使えるような、市として使えるような何か仕組みをぜひ考えていただきたいなと思っております。

最後にもう一つですけれども、県としてはこれからの分権推進に当たって、どういう方向を持つのかという研究機動的な部分をこの分権会議等も合わせた形で研究をしていただきたいなと思っております。シンクタンク的な役割を県がどんどん持って、それを市町村に広げていくというようなこ

とをお願いしたいと思います。

以上です。

○達増座長 ありがとうございます。

では、川村委員、お願いいたします。

○川村委員 それでは、矢巾町の川村でございます。先ほど質疑の時間にご質問申し上げればよかったんですが、したがいましてこの前段に二つばかりご質問申し上げたいと思いますので、お許しを賜りたいと思います。

まず一つは、市町村合併に対しまして、今後推進されるわけでございますが、知事さんの積極的な関与があるのかどうか、これが一つでございます。

それから、二つ目は、4つの広域振興圏がそれぞれ設定されまして、県南はもう移行になっておるわけでございますが、その県南振興局の現在と申しますか、デザインどおりいっているのかどうかということが一つでございますし、さらには残りの3つの広域圏、これらの振興局への移行はどうと申しますか、いつごろと申しますか、その方がいいのじゃないかと思っておりますけれども、お考えなのかということでございまして、これは今すぐお答えは必要ございません。この会議、いつの機会かお知らせいただければというように思います。

それから、地方分権改革でございますけれども、特に矢巾は私を含めて、職員もそうでございますが、かなり市町村の考え方に温度差があるのではないかなというようにも私自身思っております。といいますのは、特にも入り口の部分で余りこの議論をしなかったのではないかなというようにも今思われてならないわけございまして、そういう反省からこの辺を何とかしなければならぬのかなというようにも思っております。何か言葉が先行したような気もしております。

それから、広域連携、市町村の連携でございますけれども、今一部事務組合等を初め、それぞれ事務事業が行われておるわけでございますが、さらに今後道州制が避けて通れないということになりますと、さらにこうした市町村連携と申しますか、そういったものを強固にいたしまして、例えば私のエリア内は盛岡市を中心といたしましての5市町村の対象市町村ということになっておるわけでございますが、やっぱり50万都市をねらうべきではないかなというように私は常に思っております。その辺のことにつきましていろいろ積極的に関与いただいているのではないかなというようにも思っております。実は、今私らの方で盛岡除きの4町村では、昨年度から人事交流も始めておるわけございまして、そうしたことを重ねることによって、いろんな醸成が図られるのではないかなというようにも思っております。

それから、最後でございますけれども、事務事業の権限移譲でございますか、これにつきましていろいろ提示されまして私らもお世話になっておるわけでございますが、実際は余りおいしいところはないのです。そのおいしい部分をぜひ考えていただければなというように常に矢巾町は思っております。

以上、終わります。

○達増座長 今ご質問いただいた合併についての知事のあれですけども、基本的に合併を決めるのはその市町村、住民の意思だと思っておりますが、県は全力でお手伝いはしたいと思っております。合併にはいい合併と悪い合併があると思っております。悪い合併を押しつけることはあってはならないと思っておりますが、いい合併はしていただく方がいいと思っております。合併は、いい形でできるようなお手伝いを県はできると思っております。そういうところは本当に積極的にやりたいと思っております。

では、北村委員、お願いいたします。

○北村委員 上智大学の北村でございます。私自身は江戸川区民でありますし、研究者でもございますので、岩手で頑張っている実務家の皆様方とはいささか視点が違うかもしれません。ただ、多様な見方があった方が議論にはよろしかろうと思ひまして、幾つか時間内で発言をさせていただきます。

2枚物のペーパーを用意いたしました。時間の関係もございましてはしよりはしよりに話いたします。

一番最初に奥州市長の相原さんのお話を承って、非常に興味深く感じました。調査物がどんどんと来るといふことでもございました。これに対しては、法律に答えろという規定がない限りは答える必要はないのです。対等関係を前提にすると、例えば横須賀市がやっておりますとおり、委託契約書を結んで委託料をもらえと、そうしたらやっであげるといふのが対等関係の帰結ですが、普通はそこまでドライな対応は思ひ至らないわけですね。このように分権を担う組織、職員の意識の改革をどう実現するのかといふのが、まとめられるであろう報告書の奥に隠れた大きな点だと思ひます。

私自身、地方自治体の職員研修等を多く担当して思ひますのは、基本的に一般職員は分権改革は何だっか知らないといふことです。2000年のときに職員研修があつたわけでもありません。ですから、知らないのが平均的なのです。そうした状況にどういった対応すればいいのかといふことは議論すべきであらうと思ひております。

ここにご参集の市長さん、町長さんは、職員に対して意識改革をせよとおっしゃるのでございませうが、職員としてはどう変えていいのかわからないといふのが通例です。わからないのが一般的でありまして、どういふふうにするのかといふ戦略がない。職員個人に任せるといふのは危険といふか、頑張つて意識改革して後ろ見たらだれもいなかつたといふ怖い状態を避けなければいけませんから、安心して意識改革ができるような組織の意識改革、組織の意思決定システムの改革とあわせて進めるといふ発想が大事です。

今回は市町村と県の役割分担のあり方でもございませう。その大きな部分は国の法律に基づく事務事業です。これは、県の方からご説明がございましたけれども、この事務事業を規定する法律のほとんどは、分権改革の前に制定されています。機関委任事務は廃止いたしましたけれども、法律の構造は何ら変わっていないわけですね。機関委任事務の頭でつくられた法律が現在もあるといふことなのですね。それを例えば市町村優先とか、補完性とか、近接性とか、そういう原則で見ましても非常に不十分な現状にあると。これをどう考えるかは、非常に重要です。公務員は、とすれば法令に違反して事務を処理してはならないといふ地方自治法2条16項の規定もありませんが、書かれているものを所与としてしまう傾向がございませう。しかし、現在の法律状態が必ずしも第1次分権改革の理念には適合的でないといふ状況をどう考えるのかと。法律を変えられるのは国会だけですが、国会の法律改正を待つのか。これは非現実的だと思ひます。霞が関には分権対応して法律を変えるといふインセンティブは、余りないですから、とすれば自治体でどう変えるかといふことでもございませう。もちろん自治体には法律変えられませんが、条例を制定する権限は自治体にございませう。県にもございませうし、市町村にもございませう。それをどう使つて現在ある法律をいかに地域特性が反映できるように変えていくのか、そういう発想は非常に重要だと思ひております。とすれば法律の規定と真つ正面からぶつかるといふ事態も想定されます。きょうご紹介がございました地方分権改革推進委員会では、条例の上書き権といふようなものを含めて議論がされておりますけれども、あれは国の話でもございませう。立法論なのですね。ぜひとも岩手におきましては、解釈を通じた実践をやつていただく必要があるのかなと思ひております。

ペーパーの2ページ目にも幾つかの自治体でやつている例を書いております。これは違法ではないかといふ議論はあるのですが、それをしっかりとした理屈でもって乗り越えて、自分たちのしたいことを適法に実施するといふようなことがあるわけですね。岩手にはそうした素地がありますので、ぜひともこの会議の結論、アウトプットとして出るものには、そうした方向への強い意欲を表すことができるといふように考えております。

最後にですが、私は法科大学院といふところで教えております。弁護士の数が増える時代

がやってまいります。行政法がわかる裁判官も増えます。弁護士にも行政法がわかる弁護士が増えます。それでは行政には、行政法がわかっている人が増えるかというと、なかなかそうはいいていないのが実情でございます、結構危ない行政が行われていることがあります。岩手は多分そうではないと思うのですが、平均的に、そこに書いてございますとおり、地方分権改革は一般的に知られておりませんし、行政手続法とか行政事件訴訟法とか行政不服審査法とか、こうした法律というのは行政職員のお作法といいますか、タクシー運転手と言えば道路交通法みたいなものなのですが、一般的に知られていません。非常に丸腰状態なのですね。事務事業を分権的に進めていこうと思うならば、職員の最低の知識というものがないと非常に危ない状態です。役割分担を踏まえたいろんな取組み、まことに結構であると思っておりますが、それをサポートできる力といいますか、そういうものも投資をしてつくっていくということが、ひとつ重要なのではないかと私は思う次第です。

以上でございます。

○達増座長 ありがとうございます。

休憩を10分間ここでとりたいと思います。3時10分から再開し、熊坂委員のご発言から3時10分からお願いをしたいと思います。

(休憩)

○達増座長 それでは、会議を再開いたします。

熊坂委員、お願いいたします。

○熊坂委員 宮古市長の熊坂です。この会議に臨むに当たりまして、宮古市では庁内に職員による特別チームを作り、「分権推進についての検討すべき論点」として、A4裏表1枚にまとめてきましたので、ご参照いただければと思います。また、先ほど上智大学の北村先生がいろいろとお話しされましたので、私も大変言いやすくなったなと思ひまして、北村先生には感謝を申し上げます。

宮古市の考え方でございますが、検討すべき論点を7点にまとめてきました。まず1番目、国・県・市町村の役割分担の見直しについてです。これは言うまでもなく、補完性・近接性の原理に従い市町村優先の原則で進めていただきたいということです。その際、徹底的・抜本的かつスピード感を持ってお願いしたいと思います。徹底的・抜本的とは、中央集権型行政システムにより構築された現在の事務事業につきまして、今の時代に適合しておらず縮小すべき、又は廃止すべき事務があればその整理統合を図ることであり、また従来、国・県が行っていた事務を新たに市町村が担うことはもちろんのこと、ここが大事ですが、その逆の考え方もあり得るような事務の再配分をやっていただきたいということです。

それから、スピード感とは、この会議もそうですが、本当に、実際に何かを実行していかないと、どんどん先送りになって、何のための会議かわからなくなってしまいますので、ぜひスピード感を持って会議を進めていこうと思います。

それから、二重行政、三重行政を速やかに廃止していただき、市町村に対して過度の関与をやめていただきたいということです。この過度の関与とは、2番目に書きましたけれども、国・県の市町村への過度の関与の是正ということですが、関与することに全く理由のないような、又は意味のないようなものが結構あると感じています。例えば、県において活用方法が不明なものとして、地方自治法に基づく知事に対する条例の制定、改廃、予算、決算に関する市町村からの報告などがあります。こういったものは本当にやめるべきだと思っております。

それから、振興局のあり方ですが、先ほど小野委員さんからお話しがありましたけれども、私も全く同感です。県南振興局の検証というのはこれから行われると思いますが、やはり屋上屋を架すような行政のあり方は住民から見てわかりにくい行政であり、やめるべきだと思っております。ただ、私たち市町村から見て、事務事業によっては振興局としての必要性や有用性を理解できるものももちろんあります。例えば専門職員が配置されているような部署では、当然有効に機能しておりますし、そういうものは振興局でやるべきかどうかは別にして、地域に必要な県の仕事だと思っております。しかし、単なる進達の機関であれば、これは全く必要としないと思っております、そのような見直しをやっていただきたいと。

また、もし振興局を残していくのであれば、自己完結性を高めるような、本庁に聞かなければわからないというようなことがないようにしていただきたいと思っております。

それから、権限移譲の考え方でございますが、宮古市は、市町村の中で県内最多の4人の県職員を受け入れまして、事務件数につきましても400件の権限移譲を受け入れました。今後も積極的に権限移譲を受け入れていきたいと考えておりますが、今回改定された移譲指針の移譲対象メニューについては、県において移譲することがふさわしいと考えた事務権限を提示しているものでありまして、これは北村先生の意見書の2番にも書いてあるのですけれども、本当に住民や市町村の視点に立っていているものなのかという大事な視点が欠けていると考えております。権限移譲自体が目的ではなく、住民サービスの向上のための権限移譲であることを再認識していただきたいと思っております。

ここが大事ですが、平成19年の権限移譲におきまして、宮古市においても内部で何を希望するかを決定する検討会を開きましたところ、「市民サービスが向上するとはとても思えない事務は受け入れられない」という意見が強かったんです。しかし、市の専門性と自己完結性を高め地方分権を推進しなければならないという観点から、県が創設した人的支援制度を受けることで、「失敗をおそれずやってみよう、我々も勉強しながらやってみよう」ということで、結果的に県職員4人と400件の事務の権限移譲を受け入れることになりました。

この市町村の気構え、北村先生は6番目に書いておられますけれども、これは得するとか損するとか、そういうことじゃなくて、市町村が地方分権を推進するためには相当の覚悟と気概が必要だということでもあります。そのためには自己完結能力を高めていかなければならないわけですが、これはもちろん小さな町村でやれというのは難しいかもしれませんが、もちろんここに合併も絡んでくると思いますが、この市町村の気構えというのは非常に大切になってくると思っております。ですから、権限移譲を受け入れるに当たって、市町村みずから血を流す覚悟も必要だと思っております。

宮古市におきましては、効率的な組織体制を構築するために徹底したフラット制、グループ制を実施いたしました。職員数については、合併前に比しまして今後34%まで削減する予定であります。現在十数%までいっています。こういうことも考慮しグループ制を入れたわけですが、市町村が気構えを持たなければならないということが大切です。

それから、住民協働のあり方、先ほど北村先生もおっしゃいましたけれども、地方から国に物を申すということですね、これをやっていかなければならないと思っております。宮古市は、東北で初の常設型の住民投票規定を盛り込んだ自治基本条例を公布いたしました。条例では18歳以上に投票権を与えておりますけれども、もし例えば選挙権をこういった18歳以上に与えるとなると、これは憲法違反になるわけですが、地方自治にとってはその方がいいということであれば国とも戦っていかなければならない、そういう姿勢が大切ではないかなと思っております。

明日、市長会の地方分権改革検討会議がありまして、私も委員として出席をいたしますが、今までは知事会が主になっていましたけれど、これからは市長会の時代だと思っております。国と市のそれぞれの役割を分担するにあたっての考え方をまとめているところです。

話は戻りますが、今私どものチームでは、県と市町村のかかわり、あるいは振興局と市町村とのかかわり、はっきり言いますと仕事の必要性について今各部課で全部まとめておりまして、「ここ

は必要がない」「これは必要がある」というものをつくっておりますので、次回の会議にお出ししたいと思います。検討部会が5回あるようですけれども、そこにももし出せたら出します。また各市町村にも同様の取りまとめをお願いしたいと思います。この分権推進会議に大いに期待をしております。

以上です。

○達増座長 ありがとうございます。

では、鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員 私も直接行政に関係しているわけじゃないので、少し勝手な理屈になるかもしれませんが、どうも分権というのは基本的には県や国から分権でやれと与えられる権利じゃなくて、むしろ市町村の方からこういうのはうちに任せてほしいと、こういうふうに市町村から本来出てくるべき、勝ち取るべき権利というのでしょうか、じゃないのかなという感じがいたします。その中で、いや、こんなものは来てもらっても困るよとか、そういう選択がもっとあってもいいのかもしれませんが、もっとこういう部分については県あるいは国から自分たちの市町村の方に権限を持ってきてほしい、持ってきたいということになっていいんじゃないか。その部分についての意見が割と少ないのかなという感じがするわけで、ただ私実際に市町村とかの立場にあるわけじゃないので、そんなことはもうやっているんだよということになるかもしれませんが、ただ今回こうやって実施の状況を見ますと、例えばパスポートなんかも非常に多いわけですね。パスポートが市町村に与えられているということは、だれでもこれ当然便利になるからいいということでやったんでしょうが、まだまだ市町村の方でこんなものは県で持っていなくていいんじゃないの、こんなものはもっと地方によこしてもいいんじゃないのというのがもっといっぱい出てきていいのかな。県の方からこれは市町村でやってもいいんじゃないかとか、これはやるべきだとかというのとちょっと考え方が違うんじゃないのかな。しかし、市町村がやってくれなければ、県の方でこれはできるんじゃない、ほかの市町村ではこんなこともやっているから、おたくでもこれできるんじゃないと説得していくのはいいかもしれませんが、もうちょっと市町村の方が主体的になって権限をもっととっていくような形になっていくことによって、先ほどどなたかがありましたが、教育の問題とか、あるいは権限移譲の取り組みの周知とか、そういう部分も相当解決していくんじゃないかなと思いますが、ちょっと私が見て、お話を聞いていて、あるいは文章、県の説明を読んでいて、もうちょっと市町村が主体的になって進めていくべきで、県の方からはもうちょっとこんなことというアドバイスの部分はもっと強くていいのかもしれませんが、市町村がもっと一生懸命になるようなやり方が必要なかなというふうに思いました。

それから、もう一つ、基本的なことですけれども、やっぱり今市町村も競争の時代といいますか、市町村の場合は協調と競争なんでしょうけれども、助け合いをしながらお互いに競争していかなきゃならないということになっているんだろうと思うんですが、そういう場合にどっちかという専門性の部分はたくさんありますので、この部分については県の指導の部分が非常によく出てくる部分かなと思いますので、片方で競争しながら、片方で共同しながら、そしてそれを指導を受けてきている面についての県の役割というのは非常に大きいかなというふうに一つ思います。

それから、市町村が勝手と言うのはおかしいんですが、みんな自分のことをやっていると、確かに効率性は失われていくのかなというふうに思いますので、この失われた効率、効率は必ずしも私すべてではないと思うんですが、失われた効率、あるいは失われていく効率をどういうふうにしてカバーしていくのかなと、例えば共同事務センター的なことがあるのかなとか、いろいろ考えてみますといわゆる政治といいますか、住民のサービスの部分はどんどん住民の意見を聞くようにして、行政の部分ではできるだけ効率性とか専門性を発揮していけるような形の分権制度に進んでいくべきなのかなというふうに思います。

二重、三重の行政がカバーしている例というのは、非常にたくさんありますし、そして国で直轄してやっている仕事と市町村でやっている仕事を見た場合に、市町村でやっている方が非常に効率がよくて、むだがない場合が非常に多いような気がします。これは、直接行政じゃないんですけども、育英奨学会の大船渡市の理事長を20年ぐらいやっているんですが、20年ぐらいの間にほとんど

ど貸し倒れといいますが、未回収の資金はないんですね。しかし、県の場合でも国の場合でも、その未回収の率が国の方が非常に大きい、県がその次で、市町村がほとんどないというような形で、直接……さっきニアイズベターという言葉がありました、住民に非常に近いところでやった方が効率もいいし、また実際の意味で行政のサービスにもなるということがあると思います。この辺を基本的な考え方にして、いわゆる住民サービスの向上が分権と直接結びついていくような形になるべきではないのかなということでも終わりにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○達増座長 ありがとうございます。

それでは、高橋委員、お願いいたします。

○高橋委員 県立大学の高橋でございます。私は、社会政策のいろいろな政策領域のガバナンスの仕組み、社会的な運営のシステムというか、そういうことに関心を持っているということもあります。自治体の単位とか、あるいは行政と住民の関係とかというふうな図式とはまた別に、各政策領域ということの一つのキーワードにしてお話をさせていただきたいと思います。

地方分権には、今のような観点で申しますと総論と各論があるんだろうと思います。総論については、初めの資料説明、経緯の説明などから詳しくお話があったところで、全体としての地方分権を県なり市町村なりという行政単位の全体でどういうふうに進めていくかという総論があります。それからあと、各論ですね、各政策領域別にいろんな経緯があります。それは、例えばやや特殊な例だと思えますけれども、私が一番かかわってきた領域で、教育行政の領域で考えれば、いろいろと今物議を醸しておりますが、教育委員会制度というようなものがありますけれども、教育委員会制度というものもあれはもともとはやはり地域と、それからもっと広い社会ですね、あるいは国家というものの関係の中で参加、あるいは地域の個別性と、それから普遍的な教育なり、あるいは教育施策の目的というものをどうやってバランスさせていくかということについての一つのやり方ですね、あれも国によっていろいろなやり方がありますけれども、いずれそういうことは独特の政策領域別のやり方がある、今お話したような教育行政の場合はその独自性が行政の形でも委員会制度という形で独特の形をとっている。しかし、それ以外の領域でも、医療の場合はどうか、福祉の場合はどうか、あるいは社会保障、あるいは雇用の場合などでも領域別に全部経緯があるわけです。じゃ、逆にそういうふうに見てみると、政策領域別に別々のシステムをつくればどうかというふうな意見もないことはないわけですが、それもあり得ないことはないと思えますけれども、先ほどの話でも出ていましたように、効率ということもありますし、あるいは県なら県の行政ということの一体性がないと、県の行政ということもありますし、あるいは地域ごとに地域づくりとか地域の振興という観点からそれを推進していくという、そういう地域の側のインセンティブというものも生まれにくいということも出てくると思います。非常に分野は分かれてくると。そういうふうにご考えてみますと、今言った側面をどういうふうにも両立させるかということが非常に難しいのではないかな、課題なのかなと思います。

その件に関して、今までの各委員のご提案の中にも何度も出てきましたけれども、まず県がこれから地方分権の時代において果たすべき役割は、専門性の高い領域であるとか、あるいは水準の確保であるとか、あるいは調整であるとかという指摘があったわけですが、それは私もそのとおりだと思えますけれども、問題はその専門性の提供なりに、あるいは水準の提示なり、それをいつどういうタイミングでどこで入っていくのかということが非常に現実的には重要になるんだろうと思います。すなわちある仕事は、特定の仕事は、これは完全に県の仕事であるとか、ある仕事は完全に市町村の仕事であるとかというふうにすっぱり分けることができれば、それは非常に仕事していく上ではわかりやすいというんでしょうか、お任せなわけですから楽なんですけれども、同じ仕事をしていくときに、種類が違う、性格の違う仕事との組み合わせによってそれが構成されていて、あるところは完全に市町村が自主的にやると、あるところに関しては県が部分的に関与していくとかというふうにしていった場合には、それはいつどのようにそれをやっていくのかということがシステムチックになっていないと、結局合理的な役割分担をしようと思ったんだけど、いろいろ複雑化してきて、結果的に先ほどから否定的に取り上げられている二重行政、三重行政というふうなことに近いことになってしまうということが意図せざる結果として起こるということもあるんだろうと思います。

そういうわけで、今回検討を進めていくに当たって、現実的に進めていくときに各部会ごとにいろいろな仕事を分権していくべきかということ話し合っていくことなんですが、政策の各領域ごとの経緯を踏まえながら、しかも全体の枠組みとしてどうやればほかの政策領域とも共有できるような枠組みをつくれるのか、という目的意識で各部会で検討していただくということが必要なのかなというふうに思います。やっぱりこれは、非常に難しい問題だと思います。すなわち、どうしてもこれは分権に限らず、例えば政策評価なんていう領域でも同じだと思うんですけども、政策の評価を推進していくというときに、一定の基準、一定のシステムでやっていく、ある意味では聖域を設けなくてやっていくという形でやっていきますと、そうするとどうしても各政策領域ごとの事情に配慮しないようなゆがみが生じてくるところがあると。そうすると、各領域からこういう点を配慮すべきじゃないかと、この基準はこういう点を無視しているのではないかとか、そういう意見が出てくる。そうすると、それに対して余りそれ全部を考えていると改革ができないとかという話になってきて、どうしても全体の改革方針と個別性の対立みたいな話になってしましまして、結局、個別のところでは何のための改革なのかというふうな不満が出てくるという話になってきます。そこら辺を考えていくためには、先ほど申しましたように、部会ごとの個別政策の検討を共通の枠組みを考えながらやっていくという、その進め方が今回の事の成否に非常にかかってくるのかなというふうに現時点では考えております。

そういう中で、先ほどからいろいろ指摘があった、県がさまざまな専門性とか、あるいは水準の維持とか調整とかという、比較的広域行政の立場から求められているような機能を本当に果たすような仕組みをつくるにはどうしたらいいかということについての何らかの指針が出せれば、この会議としていろいろ考えていく意味があるのではないかなというふうに思っています。

そういうわけで、地方分権の総論、各論、さらには各論の積み重ねによって出てくる総論というのでしょうか、あるいは総論的な各分野の共同ということを目指した各論の検討というんでしょうか、そういうことを重視してやっていった方がいいんじゃないかなと思います。今のこの課題は、恐らく国全体としても考えていくべきことだと思いますし、国の制度と無縁な形で県や市町村にできることには限りはあるだろうと思います。ただ、これについてどの地域でもそれぞれの事情があると思いますので、余り普遍的にどこでも通用するような結論というのはなかなか難しいと思います。ですので、今の時点で岩手という地域の中でのそれに関しての妥協点というか、均衡点というのか、そういうことを探していく議論をしていけたらいいなというふうに考えております。

以上です。

○達増座長 ありがとうございます。

では、多田委員、お願いいたします。

○多田委員 県内でも指折り数える小さい町の町長ですので、多分その立場で話ししなければならぬのではないのかなと思っているわけですが、まず分権というものを考えたとき、何で今まで国なり県なりがその行政事務を持っていて、今になって市町村にそれは分権として出しましょうというふうになってきたのかという、そのところ、それぞれの事務事業ごとに点検してみないと一つとしてわからないのではないのかなと思っているところであります。

それから、例えば我々がいろいろな事務事業をやるときに、権限を市町村は欲しいんだろうというスタンスで見られているわけですけども、先ほど川村委員言われましたとおり、決して大きい市はどうか分かりませんが、町村は一般的には権限を余り欲しがっていないんです。今盛んに県なり国の方から権限をやるぞ、やるぞと言われているのは、正直言いましてご迷惑なものの方が多いです。そして、本当に欲しいのという、それ欲しいんだったらこういう条件がなきゃならない、こういう縛りがなきゃならないという、いろんなそれに対する手かせ足かせして、結果的には市町村に権限を与えないような理屈がいっぱい出てくるわけです。その理屈も、もっともと言えばもっともな理屈ですので、納得せざるを得ないんですけれども、そういうようなことですので、委員の皆さんにお願い申し上げたいのは、少なくとも町村は権限が欲しくて一生懸命飛んだりねたりしているのではないというのをご理解をいただきたいと思っているんです。

わかりやすく言いますと、私が町長になりましたからもいろんなものが、権限が譲られてきているわけですが、例えば古く言えば高齢者の方々の老人ホームへ措置するとかそういったようなものの権限というのは全部県にあったわけですが、いつの間にか町村にきています。それから、母子保健とか精神保健、あるいは児童虐待に対する保護措置、こういったような我が町では3年から5年に1件あるかどうかわからないようなものまで、市町村の権限だから市町村がそれを勉強してやりなさい、そのための専門職を置きなさい、専門職が置けないんだったらやっぱり合併じゃないですかと、こういう言い方で来るものですから、ちょっと違うんでないのかなというので疑問を持っているわけでございます。

そういう意味で、我々自立に向けて頑張っているわけですがけれども、特に定員管理、財政的にも自立しなければならぬということではありますので、定員管理を特にきっちりやっているつもりなんです、この4年間で130人いた職員を平成22年までに105人にしようという計画でやったんですが、実はこの4月でもって105人の目標をクリアしたんです。これで、少ない職員だけれども、みんなで頑張ろうやと言っていたところ、今度は特定健診、特定保健指導というのが入ってきて、これを実施するためには保健師を入れなきゃならないとか、あるいは介護福祉士を入れなきゃならないということで、一般事務職を一生懸命削ってやっても、今度は国の方からそういうふうにしてくと、また職員を足さなきゃならない。こういうような状況というのがいっぱい出てきているわけです。ですから、権限というものを分権でもって権限その他を市町村に譲っていただけののは大変ありがたい話なんです、物によりけりだということをやっぱりきちっと認識していただいて、今高橋委員さんおっしゃられたとおりに、これから分かれて協議するんでしょうけれども、その辺をきちっと皆さんにご理解をしていただければ大変ありがたいものだなと思っているところでございます。

以上です。

○達増座長 ありがとうございます。

では、平木委員、お願いいたします。

○平木委員 まず、こちらの委員にという声をかけていただいたのは大変光栄なんです、私は勝手に岩手県大好き人間で、岩手に特別な愛着を持っていて、東京にいて、それで地方分権改革とか地域の活性化のことに若干でも関心持っている者はいないかということでご指名いただいたんだと思っております。分権問題について仕事柄いろいろ社内で議論することはありますが、この場ではそういう者としてお呼びいただけたということに甘えて、会社を離れて極めて個人的な意見を、しかも青臭いこともかなり言わせていただこうと思っておりますので、その点だけお許しいただきたいと思っております。

地方分権改革、まさに熊坂委員もおっしゃったように、こういったタイミングでうんとスピーディーにやっつけていかなきゃいけない。逆にこういう時代背景を踏まえて、県が積極的に市町村に権限移譲しようとする県の方から腰を上げておられるということは、私はそれはそれで大変結構なことだと思います。国と県との間では戦いをやっています。県だけじゃなくて地方六団体が国から権限を勝ち取るための戦いをやっていますけれども、同じ岩手県内なんです、もっとよこせというのを市町村からどんどんおっしゃるのが先なのかもしれませんけれども、県がこういうことを考えたんだから一緒に考えてくれというのは、これはまたこれで県内のことですからいいんじゃないかなと思っています。

大きな改革をするときは、小泉改革もそうですけれども、とにかく単純明快にスピード感を持ってやるというのが一般の人たち、国民、県民、住民にもわかりやすくいい。また、そうでもしなければ進まない。それくらい中央集権のことがしみついているのが日本であって、あるいは役場の職員さんたちもこういう話になると戸惑っておられる方が結構多いのかもしれないなと思います。

大きな力で単純明快な目標を掲げて事を単純に進めていくというのは、非常に大事でありますし、平成の大合併もかなり強引に国主導でここまで来たというふうな、そこまでは私もわかっていますけれども、ただこれから、平成の大合併、市町村合併の第2幕がスムーズにいくなんていうふう

うには私は全然考えておりません。

そもそも地方分権の考え方ですが、県の事務局が事前におまとめになった「市町村と県の役割分担のあり方について(案)」は、本当にいろんなところに目配りのきいたいい文章が書けていると思うんです。これのまさに冒頭に書いておられるように、地方分権というよりも地方自治は、青臭いことを大先輩たちの前で申し上げますが、近接性の原理であり、補完性の原理であると。そのときにまず、基礎自治体の団体自治の前に、本来、個人なり家族なり、あるいは地域住民なりという、いわゆる住民自治があって、補完性の原理で基礎自治体の団体自治になるわけです。その基礎自治体でできないことを県がやる、広域自治体がやるというのが、ここまでは完全に地方自治のことでございますので、今まで中央集権でずっとやられてきた中で、急にまずは住民自治だと、それで団体自治があって、広域自治体が云々という、戸惑う点は多いかもしれないけれども、ここはみんな共通意識を持ち、市町村の住民の方々にも持っていただくような、そういう運動を起こすきっかけにしていったらいいんじゃないかなと思います。

ここからはかなり個人的な意見なんですけれども、私は市町村が、基礎自治体がすべてフルセットで行政をやる必要はないと思っています。例えば山の中の水源地域の森を抱えている人口の少ない村が、そこではともかく水源の森を守ること自分たちが一生懸命やるから、あとのことは一部事務組合とか周囲との連携、あるいは広域自治体である県の補完でやっていこうと、そういう発想があっても私はいいんじゃないかなと思います。

また、ここのお隣の村であったという話を聞いていますけれども、農家の方々ばかりの地域で、道路を拡幅したいというときに役場がお金がないからと言ったら、住民が自分たちでやったということです。そういうことが住民自治でできるところと、例えば盛岡市内の住宅街で最近ではもう雪かきを共同で毎朝できないというような地域もある。だから、地域ごとの事情や、その地域によって基礎自治体が置かれている条件には随分違いがありますし、あって構わないんじゃないかなと思います。そういうのを広域自治体として県は補完していく。そういうことじゃないかなと思っていますので、これから議論を進める際、市町村への権限移譲のプログラムや、メニューを考えていくときに、県庁が例えば人口どれくらい以上はどうか、市はどう、町村はどうとか、何か機械的、一律に決めるようなことでなく、別のやり方ができないものかなど。いろいろ複雑になるかもしれませんが、岩手県の中ではここに関してはこう、ここに関してはこうというのが、まさに市町村の方々、あるいは住民の方々の意見を反映する形で行われ、こういう権限移譲のパターンができて上がりましたよというようにならないか。他県の参考になるような、岩手県はなかなかきめ細かいね、単純ではないけれども、いいことやるねという、そういう分権の進め方ができないかななどと、今スタートに当たって私自身思っているところです。

それから、一つだけ、地方振興局については、昭和61年のスタートということですが、私は昭和62年の9月から2年半ほどこちらにおりまして、まず地方振興局長さんをお訪ねするところから取材した経験がございます。そういうふうにご指導くださった県庁の方と一緒に、各地方振興局に取材に行って、それで岩手県内の各地の状況を理解して記事を書き始めたという懐かしい記憶があります。そういう意味では振興局にも思い入れがあるんですけれども、振興局が仮に国の地方支分部局みたいになったらとんでもないことでありまして、あくまで広域自治体の役割です。そのうち道州制ということになれば、県そのものが岩手広域地方振興局みたいになって、調整機能や補完機能を担うとか、専門技術者を抱えるとか、そういうことになるんじゃないか。道州制までを見通した上で振興局のあり方を考えていった方がこれからのことが割とイメージしやすいと、そんなふうに思っています。ちょっと長くなりましたが。

○達増座長 ありがとうございます。

では、役重委員、お願いいたします。

○役重委員 花巻市の役重です。最後ということですので簡単に申し上げたいと思います。きょうは、一住民の立場ということで依頼を受けたのですが、住民としての立場、それから役所に勤めながらの部分と両方、半々でしゃべらせていただきたいなというふうに思います。

1点目ですが、これは注文になりますけれども、きょうの資料がとても難しいと思います。数字と漢字がすごく多くて、私も役所職員の端くれなので、読めば何とか半分ぐらいは理解できるかなという感じで、この会議はせつかくのいわゆる行政以外の方も入れてのそういう視点からご意見をいただくということだと思いますので、ぜひもう少しわかりやすいもの、アピール力のあるものであればいいかなと思います。この資料の中にもありましたけれども、住民の7割は権限移譲のことを知らない、つまり関心がないというふうに答えているわけです。それが率直な、素直な受け取り方じゃないかなと思います。アピールが大切です。

花巻市では、今年4月からパスポートですね、旅券発行の事務を権限移譲を受けてやらせていただいていますけれども、実際に来る方々の話を聞きますと、確かに合併した東和とか石鳥谷とかの支所でも受け付けているので、行く距離は短くなって便利なこともある。しかしながら、逆に今までは県の事務ということで統一していたので、どこの振興局に行ってもストレートに発券してもらえたのが、今度は逆に花巻市では花巻市でやっているんだから、例えば職場が北上にあって、たまたま北上の振興局に行ったけども、いや、花巻市役所でとってくださいと言われた事例があるようです。そこは何か理由書を出すことによってクリアできるそうですが、住民の方からは書類ふえてかえって不便だというお声もあります。これは、個別の事例です、よしあしということじゃなくて。当然担当部局の方では把握されて、改善されていくんだろーと思いますけれども、要は住民の方にとってはそういうものなことなんですね。自分の事務が便利になったか、不便になったか、書類が5枚かかったのが3枚で済むようになったかどうかというあたりですので、移譲を進めることによって何が住民にとってよくなって、あるいは、いや、困ったと、改善してほしいこともあるというようなことをやはりきちっとわかりやすく検証していく必要があるんじゃないかなということを感じました。

それから、2点目ですけれども、この権限移譲ということのをせつかく進めるのであれば、上から下へということではなくて、下から上へという、そういう流れをぜひつくっていく一つのきっかけにできないのかなと思っています。これまでの流れは、どうしても国から県に来て、県から市町村に来て、水が高いところから低いところへ流れるように、事務なり指揮命令がおりてきたということです。

全然関係ないんですが、この間ある記事を読んでいて、電機小売店の大手の経営主の方のお話が載っていました。彼は、若いころにアメリカに行って、そこの電機業界の仕組みなり実態なりを見て非常に感銘を受けて、日本とこんなに違うのかと、それを志にして帰ってきて、日本で小売店業界に身を投じた。何がアメリカと違ったかという、アメリカでは家具なり電化製品なり、そういったものの商品企画とか開発とかが小売店の意見主導で流れている。つまり風下から風上に、消費者が小売店に来て、こういう冷蔵庫が欲しい、こういう洗濯機が欲しいとしゃべると、その意見がきちっと風上に伝わってメーカーを動かす力になる。ところが、日本では逆、メーカーがすべてを握っていて、そして価格から何から、やっぱり造反する小売は許さないというような、そういう上意下達の流れがある、それを変えたいとその方は話していらっやいました。

いわゆる行政に限らず、日本社会、そういう上から下への流れ、これが今まではある意味よく働いて機能してきた部分もあったけれども、これからはやっぱりそうはなかなかいかない、行き詰まってきたというのが現状なのかなと。ところが、その行き詰まってきたにもかかわらず、なかなか下から上へそういう意見なり要望なりが伝わっていくルートがない。私も先日、小売店に行きましたら、最近製氷機能のついたのばかりで、きちっとした引き出しのついた冷蔵庫ないですよ、それぜひ欲しいんですけどと言ったんですよ。でも、それは、メーカーに電話して言ってくださいと言われました。非常に象徴的だったんですけれども。

今私も教育委員会に勤めていると、例えば親御さんから匿名の電話ということで教育委員会、あるいは県教委に直接行くという場合もありますが、そういうのがいっぱいあります。モンスターペアレントという、そういう言葉も出てきました。「となりのクレマー」とかという本も売れているようですが、いわゆるクレームを爆発させて、そして理不尽な要求をする親なり消費者なり、そういったものが世の中ばっこするようになってきた。いろいろな状況はあると思うんですが、やはり一つにはきちっと向かい合える人間関係の中で、こういう要望があるんだけれども、こういうふうな不満があるんだけどというのをきちっと伝えられるような身近な部分での場面がなかなかない。ないにもかかわらず情報化社会、IT、親も高学歴化ですし、消費者も高学歴化ですし、情報だけは満杯に

持っている、不満だけはいっぱい持っている。ところがそれをきちっと上に政策化していく、あるいは商品化していく、あるいは企画化していく、そういうルートがないと、とても不満だらけの過渡期の世の中、クレームの世の中なのかなと思っていました。こういった面から権限移譲ということを見ると、やはり住民と顔が見えるつながりを持っているのが市町村の担当者だと思うんですね。課長とか部長じゃないんです。やっぱり担当者です。市民の方の思いを受けとめて、そしてきちっとできることは頑張っってやってあげるし、できないことは申し訳ないんだけどね、こうなんだよときちっと伝えてあげれるというのは、やはり現場の担当者です。権限移譲を進めるに当たっては、ただおろす、そしてお金をつける、人をつけるということだけではなく。パスポートやってみたら、市町村の窓口ではどういう声が住民から届いているのと、それをやはりぜひ逆ルートで吸い上げていって、もちろん現場で解決できることは現場ですればいいし、そのための権限移譲ですけれども、逆に言えば制度をいじらない限りは解決できないという課題もいっぱい見えてくるはずですよ。それを市町村からきちっと吸い取ってほしい。そのためには我々も市町村の経営部が、管理職が窓口担当の職員からきちっと物を聞かなきゃいけない。そういった下から上へのルートをつくりながら、制度なり事務なりをお互い申請に来る人も、対応する職員も気持ちよくやれるような形に改善していく。その流れをつくることと、セットで移譲等を考えていくということはひとつ必要じゃないのかな。制度をいじらなきゃ解決できないことというのは、国に伝えていかなきゃいけないわけですが、それができるのはやはり県ですし、県にしかできないという分野だと思っております。

あと、3点目、最後ですけれども、同じことかもしれないのですけれども、基礎自治体というその市町村の位置づけ、基礎自治体たる市町村をやはり育てるという観点を県は持ってほしいなというふうに思います。権限移譲していくには、その専門性ももちろん育てなきゃいけない。パスポート事務の移譲に当たっては、最初の10日ぐらいは全部振興局のプロの人が来て、手取り足取り教えてくれたそうです。そういったことももちろん大事だと思いますが、ただ、やはり先ほど多田委員さんもおっしゃったように、市町村における専門性というのは幾ら頑張っても限界はあります。事例の集積とかノウハウがどうしたって不足していますので。私も教育委員会にいて学校から毎日問い合わせが来ます。外国人の子どもが入ってきたんだけど、卒業証書やっていいかとか、あるいは校長がこう出かけるんだけど、この場合は職務専念義務免除でいいかとか、毎日かかってくる問い合わせに対して、合併前の東和町ときはそれを答えてあげられませんでした。専門性がなかった。県に聞いてからしかちょっとわからないな。ところが、合併して花巻市になったら、やっぱりそこには事例の集積がありますので、すぐ答えてあげれるようになったんですね。それは合併してよかったことの一つ。だから、市町村と県の関係もやっぱりそうだと思うんです。専門性ということは、やはり県が数段も上回っているわけですので、わからないことあったら市町村は県に聞きます。そのときに、国に聞かなきゃわかんないじゃなくて、やっぱりその場で専門性を持ってきちっと示してもらって、それが一つは育てるということでしょう。さらに、あと県の役割が専門性ということであるとすれば、逆に言うと市町村の役割は素人の目だと思うんです。住民に近いですし、職員は自分の隣のじいちゃん、ばあちゃんが窓口に来るのですから、より素人として住民の目線で物事を発想することができます。素人という言葉は妥当かわからないんですが、そういう市町村の目線をやっぱり保っていききたいですし、逆に言うと県では、じゃ住民の立場で考えるとどうなのと、その事務に関して住民の人は何て言っているの、どこがどうなのということ市町村に対して常に問いかけていただきたい。聞かれれば、ああ、そうだな、聞かなきゃないなと思って頑張っってこっちも住民に対して聞くようになりますし、頑張れる。それが一つ育てるということだろうなというふうに思います。

最近県そのものとか、それから振興局さんとかでも直に住民の方の声を聞くということでNPOを集めての会議とか、公募してと、いろんな形で直に県民の声を聞くということをされています。それはそれで私は否定するものでも何でもないんですけれども、むしろ市町村の職員にもっと密着して、彼らが肌で知っている本音の部分の吸い上げられるような、そういう仕組みづくり、それを通して市町村の職員を育てるということで、県にしかできない役割を発揮していただきたいなというふうに思っています。

以上です。

○達増座長 ありがとうございます。

すべての委員の皆様にご発言をいただいたんですけども、言い残したこと、あるいはほかの委員の発言を聞いてこう思ったとか、さらに自由にご意見をいただきたいと思いますので、ご意見のある方は手を挙げていただきたいと思いますが。

議事(1)、本県における分権推進の取組み状況等についてというのは、報告事項でございますので、また次回こういった報告を、ただきよういただいたご意見を踏まえてそういった問題意識に答えられるように、あるいはわかりやすく次にやるということでもいいかと思いますが、(2)市町村と県の役割分担のあり方について、これは案でございまして、大体このとおりであれば分野別の検討委員会の作業に入っていただくわけですが、今いただいたご意見の中には、中に入っていて、具体的にこういうことは県でやった方がいいとか、市町村でやった方がいいとか、そういう具体的なご意見もあったと思います。また、そういった検討を進めていくに当たって、いろいろ参考になるご意見もいただいたと思います。稲葉委員から県と市町村の関係を強めて、現場の関係強化の中で移譲していくようなことがあってもいいんじゃないかと、これはそのとおりで、やはりそういう現場のそういう声が反映されるような作業をしていくといいのかなと思いました。

また、稲葉委員からは、役割分担、仕分けの中で、民間でやるということについてもあっていいはずだというのはそのとおりだと思います。

あと、ちょっとこれはすべての方にコメントできるといいんですが、私の聞いていて気がついたことだけちょっと今しゃべっておりますけれども、鈴木委員から、これこれ権限移譲せよというのが市町村から出てくるのがよいというご意見ありまして、やはり市町村としての意見というのを大事にしながら進めていくのがいいのかなと思いました。

あとは、高橋委員ご指摘の、県は専門性の高いことをやるというときに、いつ入っていくかという問題、これは役重委員から下から上への流れをということ指摘ありましたが、言葉の上で役割分担を決めた場合、そういう言葉の上でちょっと難しく言うと静的、スタティックな役割分担のほかに、ダイナミックな、いざ動かしていくときのそういうやり方の面での役割分担というのが実はかなり重要だということにきょう私も気がつきましたので、そういう動かし方とか運用面での配慮ですね、また下から上への流れとか、そういう流れとかも念頭に置いて、ただ言葉の上で役割分担しても動かなかつたりすることがあるのだなと思いましたので、そういうところも配慮しながら進めていくのがいいんだと思いました。

あとは、熊坂委員、平木委員からは、スピード感が大事というのは、本当にそのとおりだと思いますので、そういうふうにはやっていけばいいと思います。

さて、ちょっと簡単に整理をさせていただきましたが、ほかにご意見やさらに強調したいこととかあれば伺いたしたいと思います。

では、県職員委員の方から、藤尾委員、どうぞ。

○藤尾委員 先ほど川村委員からご質問があった点につきまして、いわゆる広域振興局の体制の問題についての質問が2点あったと存じます。1点目は、県南振興局が当初のデザインどおり進んでいるかどうかということについてと、それからそれ以外の振興局の立ち上げの時期的なめどについてのご質問だったかと思えます。最初の件につきましては酒井委員の方からお答えいたしますけれども、後者につきましては私の方からお答えします。

市町村合併の状況だとか、それから産業振興をいろいろと県北、沿岸中心に取り組んできているわけですが、その底上げの状況等を踏まえながら、大体平成22年度をめどにあるべき姿を示したいということで、いろいろと取り組んでいるところでございます。

○酒井委員 それでは、県南広域局がデザインどおりにいっていますかというご質問でございます。その点につきましてお答えいたしますけれども、広域振興局を設置をする際に、今後の県の役割をこう言っているわけですね。県の役割というのは広域的な社会資本整備とか、いわゆる広

域的な環境対策、あるいは広域的な防災ですね、それから健康、危機管理とかあいつたもので
すね。それから、いわゆる専門性の高い分野ということで、それを例えば産業振興分野というのが
専門性の高い分野ということ。県は、基本的にそういった方向に県の役割は特化をさせていきま
すということを広域振興局を設置したときに県民の皆さんにはご説明をした。パンフレット等でもそ
ういうふうに明記をしているわけでございまして、そういう方向に今県南広域局が動いているかど
うかということが、やはりデザインどおりいっていますかということについての一つのお答えにな
ると思いますので、それでお答えをしたいと思っておりますが、結論的に言えばそういった方向性
に動いていっていると思っております。いわゆる県が産業振興分野といいますか、専門性の高い
分野とか、広域的な社会資本整備とか、そういった分野に特化するという前提の中に、いわゆる
市町村への権限移譲といいますか、できる限り住民身近な行政は市町村の方にとりという考え方で
権限移譲を進めてきているわけでございまして、その結果を先ほど冒頭でお話ししましたとおり、
県南局の方では県全体での半分ぐらいを占めているようなところもありまして、そういう面、多田委
員とか川村委員の方からも権限移譲について問題いろいろお話がございましたけども、基本的
にはご理解を得ながら進んでいると思っております。

それから、産業振興について言えば、まず一つは体制的にどうなったのかということをお話し
た方がいいかと思っておりますけれども、地方振興局時代、6つの振興局時代、県南6つの振興局で産
業振興にかかわっていた職員が何人いたかということなんですけど、これは企画振興課というの
がございまして、特に産業振興のセクションというのではなくて、その中の職員が工業やったり観光
やったりとか商業やったり、かかわっていたということでございまして、それを産業振興担当
の職員とカウントするとすれば、17年度、地方振興局時代は基本的に各局3名ということでござ
いまして19名でございましたけれども、現在19年度は19名が34名という数字になっておりまし
て、15名ほどふえております。このうちの31人、34人のうち31人が本局におります。各総合支局の
方には基本的に1人しかいないという格好になっておりまして、いわゆる産業振興の部分につい
ては本局に相当集約をしたということでございまして、その結果として冒頭にお話ししたような各産業
分野のネットワークというものをつくりました。それは、ネットワークと言ったり協議会と言ったりし
ておりますけれども、これには民間企業とか、農業法人だとか、団体だとか、そういうところもかなり
主体的にご参加いただいておりますので、デザインどおりいっているかということについては、現
時点ではそういう方向性に向かっている、成果も出せる、広域振興局化した意義が出せる状況に
来ていると、私は県南局長でございますので私が評価するのも変ですけども、基本的にはそう
考えております。

○達増座長 では、ほかにご意見などございませんでしょうか。

稲葉委員、どうぞ。

○稲葉委員 県と市町村の関係というようなことで、別の例で話しさせていただきましたけれども、
今、後期高齢者医療保険ですね、20年度からいよいよ医療保険として实际的に活動始められる
というようなことの中で、これは国の決まりで県単位で、広域連合で保険制度をつくりなさいとい
うようなことで始まっているんですけども、我々もやりながら気がついていんですけども、あ
あいう医療保険みたいなもの、ファイナンシャルな面は地域特性がないから一緒にやって財政基盤を
強くした方がいいけども、先ほどちらっと出ましたけれども、特定健診とか特定保健指導みたいな
のは地域性があって、細かいコミュニティでやった方がすごく効果が上がるといいますか、長野
県の小さな村なんかでもすごくすばらしいことをやっていますよね。国保でも保険料を全国平均の半
分ぐらいに出来るとか、何かそうなりそうな感じを持ちながら我々やっていますんですけども、今
お話し申し上げたいのは県も広域保健に関与するという広域自治体としての使命をお持ちです
けども、後期高齢者医療保険のファイナンシャルな面での広域連合の立ち上げの準備会にはかなり
共同ということで参加いただきましたけれども、その後はちょっと手を引かれたような感じで、も
ちろん市町村は連合として自立しなさいというような親心もあると思っておりますけれども、ま
ずその段階を過ぎたらむしろ県の広域自治体としてのそういう広域保健の役割を発揮するため
には、むしろ広域連合と組んで関係性を強めてやった方が実効性が上がるんじゃないかと思
います。県政がこっちであって離れている。いずれ私の見通しでは国保も一緒になるんじや
ないかという感じもありますよね。そうなりますと、そういう保険制度とすればまず市町村も
一体的にやらざるを得ないという中で、県と本当はもっと近くなった方がいいと思うん
ですけども、ちょっと腰が引きぎみと言った

ら失礼ですけれども、あまり近くなるとお金出せと言われるかもしれないという用心もあろうかと思えますけれども、いずれ県と市町村は近くならざるを得ない。もちろん我々も自立しながら、我々としてもちゃんと責任持ちながら県とのおつき合いを考えていきたいと思えます。県の方でも、ちょっと今のままだと国の代理店みたいな感じで、つくるところまでは国の指導のとおりうまくいくようにというような世話焼きはしていただいておりますけれども、これから県が道州制論議がある中でどういう方向に行くかという試金石でもあるのかなというような感じはございます。市町村でも、一方ではそういうふう地域特性がなくて組んだ方がいいものほとんど組んで、そしてかつ同じ保健の分野でも、医療の分野でも保健指導等はコミュニティ単位で、100戸単位でやった方がいいとかというような、そういう動きもございますので、そこもご理解いただきながら、県の新しいあり方、こういうふうな権限移譲されながら、新しい県と市町村の関係の課題についても対応していただければというふうに思います。

以上でございます。

○達増座長 ありがとうございます。

ほかにご意見ございませんでしょうか。小野委員、お願いいたします。

○小野委員 広域振興局の話が出ておりましたけれども、やはり広域になったことで振興局の動きが住民にとっては直接的にはわかりづらくなっているという点があると思うんです。一関市の場合は総合支局という形で一つ残っていますし、千厩の方は行政センターという形になっています。すると、住民が直接県とかかわる部分というのは、本当に限られてきていて、そういう部分が細くなっているのにつれて、市町村が権限を持っていないと、それをつなぐ部分がないわけですね。だから、先ほど熊坂委員が言っているように、スピーディーにというのはそこら辺だと思うんです。一関、県南の方は、かなりそういうことが多く出ているので、やはりもうちょっとスピーディーな形で、市がやはり住民に対する身近なサービスとか、現場性をもって直接的に行政に参加していくような仕組みをつくれるような、そういう権限の移譲の仕方をしていただければなと思うんです。

先ほどフルセットの話が出ていましたけれども、必ずしも全部フルセットということではないですけれども、今の行政自体はもうフルセットなので、それを権限移譲する中でもっと強化していくかということなんですね。一部事務組合とかになると、広域振興局と同じように間接的になってしまうので、住民の意見とかが届きにくいという、そういうデメリットがあると思うので、できれば市町村が力をつけていただいて、構想対象市とかで県でも出していますので、そういう形を全員が目指していくという一つのあり方をもっと模索していった方がよろしいんじゃないかなと思うんですけれども。

○達増座長 ありがとうございます。

では、平木委員、お願いします。

○平木委員 さっき極論を舌足らずに申し上げて失礼したかもしれませんが。この案を見ますと、全体に本当によくたたき台ができていますけれども、一つだけ感じるのは基礎自治体の体力を強め、能力を高めていく上で、やはり合併推進、市町村合併によって体力を強めていくという従来の流れをそのまま引き継いでいるような感じを受けるんですけれども。この段階に来ますと現実はどうでしょうか。今ここに委員さんとしておられる5人の方々の市町村は、それぞれのご判断で、合併によって以前より強くなろうと実際になさったところと、そういうことを考えて模索しておられるところと、合併を選択せずに小粒でもしっかりした強い特色のある自治体・地域になっていこうとしておられるところ。そういう方々がちょうど皆さんいらっしゃるんですね。ですから、国がこれまで旗振ってきたことの続きの印象を受けてしまうような県の取組みでは決してなくて、あくまで県内のそれぞれの取組みをベースに、その経験を大いに語っていただいて、その中から岩手県らしい地方分権の姿をそれこそ早く描き出していこうと、具体的に作業を進めていきたいと思います、そういうふうには願っているところなんです。

○達増座長 ありがとうございます。

相原委員、お願いします。

○相原委員 権限移譲ということで、一つの法律、地方自治法はじめ、制度を前提にして考えているわけですが、論議が部会なんかで検討して進む中では、そもそも最初から県ではなく市町村の方がよいのではないかなという部分があってもいいのかなと思います。県にまずあって、それを移譲するというのも当然メインになるとは思いますけども、そういった観点も添えていただければありがたいなと。

例えば県費負担教職員制度というのがあって、小中学校の教職員の任命権が県教育委員会の方にあります。何か不祥事があっても処分権は県教委の方であって、地元の教育委員会には、意見は言うでしょうけれども、最終的な権限はないんですね。教員の方々もどこを見て仕事をしているかということになると、やっぱりおのずと県の中枢を見て仕事をしているのかなという気はするんですね。これは高校の教員もそうなんですけれども、そういったようなことを、意識のことを言う前にそういう、これだけ自治体が大きくなった状態の中で、県費負担教職員制度というのは本当にこのままでいいのであろうかと。例えば奥州市ですと、小中合わせて45校あるわけで、奥州市だけの教職員として一生ずっと人事異動やっても、基本的に間に合うような規模ではあるんですね。したがって、こういう言うならば過渡的なシステムじゃないかなと思うんですが、県市町村という基本で議論される場合に、教育部会などではちょっとこの辺ももんでいただければいいなと。

それから、最後に今度は意識の問題ですね。意識のことですから、分権の話からするとちょっと違うかもしれませんが、要するに今申し上げたように、高校の教員の方々、私は昔高校教育課みたいなところにいたんですけれども、市町村長になってみると、ちょっとその方々同じ市内にいるんだけれども、市町村の役割なり地元の市がどこを目指して何を努力して、人づくり、子育て努力しているかということに余り関心がないのではないかなと思われる面もあります。結局県の出先機関の職員の方々も、そういう意味で、県の職員ですからそれでいいわけなんですけども、当該実態の中で地域性といいますか、持っているときに、やっぱり地方分権とは何で、県の役割、市町村の役割はこういうふうやって、自分はたまたまそこに働いているという場合に、その自治体に対する思いなり意識というものをどのように持っていったらいいのかということ、ちょっとデリケートなところありますけれども、何かそんなところにも及んでいただくとありがたいなと。地元の首長としては、非常に申し上げにくいことなんでしょうけれども、できれば地元に住んでいただきたいし、地元の首長の方針なり、市の施策の方向性というものを理解をして、県職員であるけれども、応援するよという姿勢をふんだんに出していただくと、県と市町村との実質的な関係がもっとよくなるのかなと、そんな思いがありますので、一言。

○達増座長 ありがとうございます。

それでは、予定された時間も迫って参りましたので、以上で(3)自由討論、フリートークは、終わらせていただきたいと思います。

(4)その他について、①今後のスケジュール、事務局からお願いします。

○和山主幹 参考資料の3をごらんいただきたいと思います。参考資料の3ですけれども、第2回目の分権推進会議を11月1日に予定しております。本日いただきましたご意見等を踏まえまして、今後の本県の分権推進のための課題解決の方向性、それからやはり本日ご検討いただきました県と市町村の役割分担のあり方につきまして、さらに精査をいたしまして、これをもとに各行政分野における市町村と県の役割分担等についてお諮りをしたいと考えております。さらに国に提言すべき事項があれば、これにつきましても提言をしていきたいと思っております。第3回の分権推進会議は来年1月18日を予定しております。スケジュールにつきましては以上です。

○達増座長 では、②その他ですけれども、事務局、その他、何かありますか。

○和山主幹 特にございませぬ。

○達増座長 では、委員の皆様から何かその他でございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○達増座長 ございませんようでしたら、議事はこれをもって終了をいたします。ご協力ありがとうございました。

3 閉 会

○和山主幹 それでは、ここで事務局から事務連絡がございます。先ほど申し上げましたように、次回開催は11月1日を予定しておりますので、日程の調整をよろしくお願ひしたいと思ひます。

何かご質問等ございましたらお受けしたいと思ひますが。

（「なし」の声あり）

○和山主幹 それでは、特にないようですので、本日の会議は、これをもちまして閉会といたします。どうもありがとうございました。